

Annual Report 2021



日本公認会計士協会

理念

公認会計士の使命と日本公認会計士協会の役割

公認会計士法では、公認会計士の使命について、「監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」と定めています。日本公認会計士協会の目的については、公認会計士の品位の保持、公認会計士の指導、連絡及び監督等と定めています。

タグライン

《Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士》は、2013年7月に、日本公認会計士協会が定めたタグラインです。公認会計士が会計及び監査の専門家として活動し、当協会は、公認会計士の業務の信頼の維持・向上のための指導・監督を行います。そして、公認会計士と当協会が社会に貢献する存在であり続けたいという想いを、このタグラインに込めています。



会員章

公認会計士は、業務を行うときは常に会員章を着用することが義務付けられています。

基本図形の正方形の集合を楕円で切り取ったデザインです。

「安定感」を持つ正方形の連続により経済社会の安定を守る公認会計士の連帯を表し、正方形が構成する楕円は「グローバルなイメージ」を感じさせ、世界経済を守る公認会計士の誇りを表しています。



目次

会長メッセージ	2	継続的専門研修制度	34
巻頭特集1		1 概要	
新型コロナウイルス感染拡大下における対応	6	2 実施状況	
1 金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」への参画		3 履修状況	
2 会長声明・監査上の留意事項の公表		4 CPE制度の在り方検討プロジェクトチーム	
3 非営利・公会計分野、租税分野における対応		5 研究大会	
4 情報発信		公認会計士に対する信頼の確立	36
5 募金活動		1 JICPAオンラインカンファレンス	
特別対談	8	2 監査・会計分野の取組	
日本総合研究所 翁百合×日本公認会計士協会 手塚正彦		社会からのニーズの充足	40
巻頭特集2		1 株式新規上場(IPO)を取り巻く環境への対応 ＜担当役員インタビュー＞ 副会長 柳澤義一	
変化する社会を展望した取組	12	2 税制改正に関する要望・提言	
1 リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応		3 公共調達の在り方に関する提言	
2 高品質かつ信頼ある企業情報開示		人財の確保と育成	46
3 緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望		1 社外役員・組織内会計士及び公会計業務に従事する公認会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質の維持・向上及び活動支援	
4 オンラインを利用した会務の実施		2 国際的に意見発信を担える人材の育成・輩出、活躍の場の提供・支援	
Who We Are		3 女性公認会計士としての活躍支援等を通じた公認会計士の魅力向上	
日本公認会計士協会の沿革、概要をご紹介します。		広報活動	49
事業活動	17	1 公認会計士への理解促進のための情報発信	
沿革	18	2 公認会計士制度説明会	
公認会計士の概要	20	社会貢献活動	50
1 公認会計士監査		1 持続可能な社会構築に向けた取組	
2 公認会計士数の推移		2 途上国支援	
3 公認会計士の活動領域		3 ハロー!会計	
What We Do		4 会計基礎教育 ＜担当役員インタビュー＞ 常務理事 鈴木真紀江	
当協会の活動を現在及び未来の視点でご紹介します。		How We Operate	
ステークホルダーエンゲージメント	25	当協会の運営体制及び運営状況をご紹介します。	
経営方針・戦略目標	26	組織基盤	57
自主規制の取組	28	1 ガバナンス体制	
1 自主規制の全体像		2 地域会	
2 個別事案審査		3 事務局体制	
3 監査事務所の品質管理		財政状況	64
		1 収益構造	
		2 2021年3月期決算の状況	



変革する社会における 情報開示・監査の方向性と公認会計士の貢献 ——「信頼の創造」を原点に——

日本公認会計士協会 会長 *手塚正彦*

Masahiko Tezuka, Chairman and President of JICPA

コロナ禍により、以前にも増して将来の不確実性が高まる中で、地球環境にも配慮しながら社会の持続性と経済の発展を両立し、人々が安心して暮らすことのできる世界を実現するには、社会に信頼を創り出すことがこれまで以上に求められます。

公認会計士は、制度創設以来70年以上にわたり財務諸表監査等を通じて信頼を創り続けてきました。社会が大きく変革する中で、これからの時代において、「信頼を創り出す」という公認会計士の使命をどのように果たしていくべきか、あらためて考えています。

ニューノーマル時代の監査の在り方

コロナ禍という経験したことのない困難に直面し、私は新しい時代に求められる監査品質について明確にしなければならぬと考えます。

監査基準に準拠して手続を実施し、日本公認会計士協会による品質管理レビューや、公認会計士・監査審査会による検査で重要な指摘を受けないことを第一と考える監査を、仮に「コンプライアンス型監査」と呼ぶこととしましょう。これは重要なことではありますが、社会からの監査に対する期待は、これに留まらないことは明らかです。監査人は、コンプライアンス型の監査を超える監査品質とは何かについて明確にした上で、具体的な目標を定めてその達成に向けて行動することが求められる時代になっていることを自覚しなければなりません。

監査法人が毎年公表している監査品質に関する報告書を読むと、例えば、「監査実施の適時性、迅速性、効率性、正確性等を改善する」、「データ分析の精度を高める」、「被監査会社に対して洞察を提供する」、「不正防止につながる建設的な助言をする」、「ICT技術とデータ分析技術を駆使して時間と空間の制約を克服する」、「企業側の態勢の改善につながる価値を提供する」等の、価値提供型の監査を志向する監査法人が増えてきていることが分かります。監査を通じて監査先企業の情報開示に関する態勢の改善に貢献することは、不正な情報開示を抑止し、企業情報開示の信頼性を高め、情報利用者に安心をもたらします。また、上場会社において

は、株式や社債の発行体企業の健全性の向上に資することとなり、上場されている金融商品の品質向上にもつながります。監査に携わる公認会計士には、監査人としての独立性に配慮しつつ、価値提供型の監査の実現を目指すことを期待しています。

監査人が価値提供型の監査を実現するためには、情報通信基盤の整備、データ分析ツールの導入、海外ネットワーク構築、人材の確保と育成等に対して、各々の監査人の実情に応じた投資が必要です。

コロナ禍で実施を迫られたリモートワークは、アフターコロナにおいても、有効な働き方として世界的に一定の割合で定着するでしょう。このような変化に適応するために、監査人にも情報通信基盤の整備や人材に対するコミュニケーション・スキルのトレーニングなどへの投資が求められます。

また、近年重要な課題となっている監査に携わる公認会計士の繁忙緩和のための取組も求められます。監査実施の過程で行う作業には、必ずしも公認会計士が実施する必要がなく、標準化に適したものが存在します。このような作業については、標準化を徹底して公認会計士以外の職員に依頼する、アウトソースする、RPAを活用して自動化するなどの工夫により、以前よりも早く、正確な結果を得ると同時に、プロフェッショナルの時間を確保できる可能性があります。監査人が、それぞれの実情に応じて工夫することが有益です。

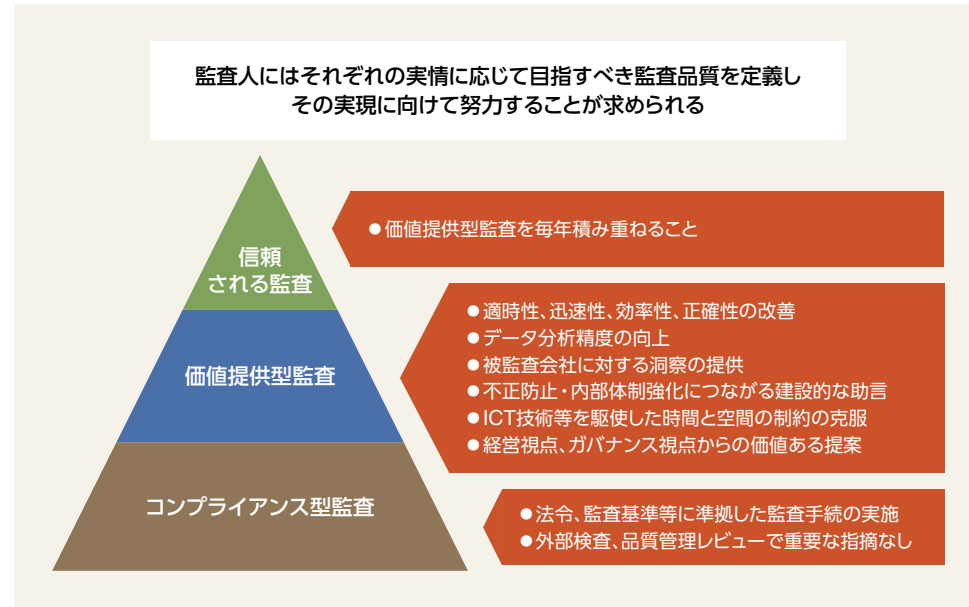
近年の経済のグローバル化の進展は著しく、今では、日本

の上場会社の多くが海外に重要な事業拠点を有しています。このような会社の連結グループ監査を有効に実施するためには、グローバルなネットワークの確保や、海外と円滑にコミュニケーションする能力向上が必要でしょう。

以上のような投資・工夫を着実に実行し、価値提供型の監査の実績を毎年積み重ねることによって、監査先企業からも

投資家等のステークホルダーからも真の信頼を得ることができる、「信頼される監査」を実現できることと思います。個々の監査人の努力によるだけでは十分に対処できない領域については、当協会として具体的な支援策を検討してまいります。

これからの監査品質



「監査上の主要な検討事項」の全面適用

2021年3月期以降の金融商品取引法監査から、監査人の監査報告書における「監査上の主要な検討事項」(KAM)の記載が全面導入されています。監査人には、監査の品質に対する投資家の関心が高まっており、KAMの記載内容が注目されていることを自覚して、開示の充実に積極的に取り組むことを期待します。

これに加えて、監査人には、KAMの記述を検討する過程で、企業の事業上のリスク、経営者の事業等に関する将来予測(見積り)の妥当性、会計処理や開示の適正性、コーポレー

トガバナンスや内部統制の整備・運用状況等について、企業経営者、監査役等と監査人とのコミュニケーションをより建設的で充実したものとするにより、企業の経営の健全性と情報開示の信頼性の向上に貢献することを望みます。

KAMの導入によって、投資家等に対する監査の結果に至るプロセスに関する情報提供が充実し、監査の透明性の向上と監査に対する信頼の向上につながるよう、当協会もKAMの事例研究やKAMの記述の充実に目的とした研修の実施など、必要な措置を講じてまいります。

企業情報開示の拡充への適応と信頼性確保

近年、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)に対する支持が世界的に急速に広がり、投資家の投資判断においても、社会や経済の持続可能性が重視されるようになってきました。ESG(環境・社会・企業統治)投資の金額は爆発的な増加を見せており、ESG情報に代表される非財務情報開示の統一的な基準設定を求める強い

声、投資家等から上がっています。当協会も、2019年に「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を設置して企業情報開示あるべき姿について議論を進めてきており、2021年5月14日付けで「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクル実現に向けて」と題する報



告書を公表しました。

ESGのうち、特にEとSは、従来の公認会計士の専門外の領域です。しかしながら、企業情報開示という自らの中核的な専門領域における開示内容が拡充される以上は、その変化に適応していかなければなりません。また、非財務情報の重要性が高まるにつれ、その情報の信頼性確保に対する情

報利用者からのニーズが強まることは確実です。こうした社会のニーズに対し、非財務情報の信頼性確保に向け、公認会計士も積極的に貢献する必要があると考えます。当協会は、研修プログラムの開発や、保証業務実施の指針づくりなどについて、具体的な施策を実行してまいります。

公認会計士の貢献を後押しするための環境整備

混沌とした社会・経済環境を表す言葉にVUCA(Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字)があります。1年以上にわたってコロナ禍を経験し、以前にも増してVUCAを実感せざるを得ません。

私は2022年7月までの残る任期の中で、VUCAの時代において、公認会計士が社会もたらすことができる価値は何かを見極めて公認会計士という資格のブランディングに取り組むとともに、10年先の公認会計士業界の在るべき姿を見据えて、中期ビジョンの策定に注力してまいります。

冒頭に述べたとおり、この混迷した時代にあっては、信頼とそれが生み出す安心が社会にとって最も必要とされるものであると考えています。公認会計士が、そのDNAである説明責任を誠実に果たしながら業務に取り組むことによって、社会に信頼を創り出し、豊かな社会の実現に貢献できるよう、当協会は、環境整備に努めてまいります。現在、公認会計士登録者数は約32,500人となり、その能力を活かして、

監査以外の領域にも貢献の場を大きく広げています。そして、20代、30代、40代が全体の67%を占める若いプロフェッションです。ベンチャー企業育成、中小企業支援、地域社会の活性化、公的機関のガバナンスの改善、会計リテラシー教育の普及など、多くの社会課題の解決に、長期的な視点に立って貢献することができると考えています。コロナ禍を乗り越えるために様々な取組を行う中で実感したのが、当協会が関わるステークホルダーの裾野の広さです。公認会計士を社会の課題解決のためにもっと活用していただけるように、ステークホルダーとの間の信頼関係をより強固なものとし、それを基軸として協働の輪を広げていくことに注力してまいります。

公認会計士は、これまで培ってきた能力や強固なネットワークを活用し、これからも、信頼あふれる社会づくりに貢献してまいります。今後とも変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大下における対応

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、前例のない危機対応下において、当協会は、会員、監査法人関係者及び会社関係者の生命の安全を最優先しつつ、資本市場の信頼を確保するために、関係行政機関及び関係団体と緊密に連携して、企業決算と監査の期間の確保等に取り組みました。

1

金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」への参画

新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業及び監査等について、市場関係者間で現状の認識や対応の在り方を共有するため、2020年4月に金融庁において「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が設置され、当協会からは、手塚会長及び小倉副会長が参加しました。

通常は、2,400社を超える3月決算上場会社の監査をはじめとして、非上場の会社法監査、非営利部門の法人の監査まで含めると相当数の監査が6月までに行われるため、例年ごおりのスケジュールでは決算・監査のための十分な時間が確保できず、企業等の情報開示の適正性や信頼性に重大な影響を及ぼす懸念があったため、同協議会において協会として決算と監査の期間の確保について意見を述べました。

同協議会は、同年4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」を公表し、企業及び監査法人に対して、決算及び監査業務の遂行に当たって、例年とは異なるスケジュールも想定して、柔軟かつ適切に対応していくことを求めました。

上場会社の決算発表・株主総会延期等の状況

(2020年4月1日～6月30日 JICPA調べ)

決算発表延期									
約	750社 (うち3月期決算約600社)								
株主総会延期等									
101社	<table border="1"> <tr> <td>延期(基準日変更なし)</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>延期(基準日変更)</td> <td>61社</td> </tr> <tr> <td>継続会開催</td> <td>32社</td> </tr> <tr> <td>臨時総会</td> <td>4社</td> </tr> </table>	延期(基準日変更なし)	4社	延期(基準日変更)	61社	継続会開催	32社	臨時総会	4社
延期(基準日変更なし)	4社								
延期(基準日変更)	61社								
継続会開催	32社								
臨時総会	4社								

2

会長声明・監査上の留意事項の公表

1

会長声明

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2020年4月7日に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受け、当協会では、会長声明を公表し、感染拡大を防止し国民の生命を守るために、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守した行動をとるよう要請しました。

この他にも、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」の声明の公表に合わせ、会員・準会員に対し、政府等の要請を遵守することを改めて要請するとともに、同協議会からの声明の趣旨を踏まえて、企業との関係者と協力して適切に対応することを求める等、適時に会長声明を公表しています(右図)。

また、コロナ禍の状況は1年以上も続き、テレワーク等が行われる中で、適切に監査リスクを評価して監査する必要があること及び2021年3月期決算から「監査上の主要な検討事項」(KAM)が適用されることを踏まえて、監査役等と十分なコミュニケーションを行うことを求めて、2021年2月4日に日本監査役協会との共同による会長声明「2021年3月期決算への対応について」を公表しました。

会長声明

2020年4月7日	緊急事態宣言の発令に対する声明
2020年4月15日	「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」からの声明について
2020年5月7日	緊急事態宣言の延長に対する声明
2021年1月7日	緊急事態宣言の発令に対する声明

2

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項

コロナ禍における監査を円滑に実施するため、監査に携わる会員に対して監査上の留意事項を発信しています。また、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その7)」の考え方を中心とした「コロナ禍における監査に関する相談窓口」を2021年3月23日に設置しました。

新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項

公表日	タイトル	概要	公表日	タイトル	概要
2020年3月18日	留意事項(その1)	1. 監査手続(実地棚卸の立会等) 2. 既に決算日を迎えた企業の監査対応 3. 内部統制監査 4. 監査スケジュールの延長等	2020年4月22日	留意事項(その4)	1. 操業、営業停止中の固定費等の会計処理 2. 銀行等金融機関の自己査定及び償却・引当について
2020年4月10日(更新)5月12日	留意事項(その2)	1. 不確実性の高い環境下における監査の基本的な考え方 2. 会計上の見積りの監査 3. 継続企業の前提	2020年5月8日(更新)5月15日	留意事項(その5)	1. 除外事項付意見(監査範囲の制約)に関する留意点 2. 経営者確認書に関する留意事項
2020年4月15日(更新)4月20日	留意事項(その3)	1. 有価証券報告書等の提出期限の延長について 2. 会社法計算関係書類の監査について	2020年6月30日	留意事項(その6)	四半期レビュー関係 (固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性の判断、追加的な開示(見積り)、継続企業の前提)
			2021年3月2日	留意事項(その7)	1. 企業会計基準委員会で周知された会計上の見積りを行う上での考え方 2. 経営者及び監査役等との適時かつ適切なコミュニケーションの実施

3

非営利・公会計分野、租税分野における対応

独立行政法人及び国立大学法人の決算業務と監査業務が新型コロナウイルス感染症の影響により遅れが生じ、独立行政法人通則法第38条に定める財務諸表の提出期限を守ることが困難となる可能性が高まったため、2020年5月1日付けで、独立行政法人等の主務大臣宛てに、柔軟な取扱いを求める要望書を提出しました。

また、法人税の申告期限の延長措置等について国税庁と意見交換を行いました。

4

情報発信

当協会ウェブサイト上に新型コロナウイルスへの対応に関する専用ページ「新型コロナウイルスへの対応について」を設け、当協会や関連団体の公表物を掲載するほか、当協会が発出した会長声明及び「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」を英訳し、速やかに公表する等、国内外に必要な情報を適時に提供しました。



5

募金活動

コロナ禍により、ひっ迫した危機的状況にある医療従事者への支援、及び保健・医療システムが脆弱な国々での感染拡大への対応として海外の子どもとその家族を支援するため、救援募金活動を行い、合計5,554,000円の寄附を行いました。

	件数	金額
日本赤十字社宛て	105件	2,750,000円
国立国際医療研究センター宛て	69件	1,533,000円
日本ユニセフ協会宛て	64件	1,271,000円

Special Dialogue

内閣府主催の「選択する未来2.0」の座長を務められた株式会社日本総合研究所の翁百合理事長をお招きし、ウィズコロナの社会において、公認会計士、日本公認会計士協会がどうあるべきかについて意見交換をしました。

(実施日:2021年4月6日)

翁 百合 (おきな ゆり)

1984年 慶應義塾大学大学院経営管理研究科修士課程修了後日本銀行勤務。1992年に日本総合研究所に入社。2000年に主席研究員に就任後、理事、副理事長を経て、2018年に理事長に就任。



ウィズコロナで求められるマクロの視点

手塚会長 10年ほど前から、VUCA(ブーカ)*1という言葉をよく耳にするようになりました。コロナ禍により、まさにVUCAを実感しています。ウィズコロナ、アフターコロナにおいて、日本の社会や経済には今後、どのような変化が必要になるとお考えですか。

翁理事長 「選択する未来2.0」のベースとなった2015年の提言では、3つの目標を打ち出していました。1つ目が、生産性の向上です。大きな人口減少が予想される日本が成長していくには、付加価値生産性を上げ、デジタル化を進めると同時に、人を育成し、良いサービス、良い商品をきちんとプライシングしてしっかり出すような経済が大事です。2つ目が、稼げる豊かな地域への転換。人口動態の大きな変化があっても、それぞれが魅力ある地域になって、そこで人々が生き生きと生活する社会が望ましい。最後が、少子化への対応です。コロナ禍によって、少子化の流れを変える重要性があらためて、一層強く認識されたと思います。

VUCAの時代は、様々な人々が活躍できる社会となってレジリエンスを確保していく。多様な人たちが混じり合ってイノベーションを起こしていく。様々な危機がどんどん押し寄せてくる時代ですから、創造力や課題解決力によってレジリ

エンスを高めていくことが非常に大事です。付加価値生産性を上げ、地方で豊かに住みながら、リモートワークや働き方改革も活用しながら社会変革を進める、きっかけとしていきたいですね。

多様性は認めるとか、認めないとかではなく、多様性こそ価値があると考えています。多様な生き方や多様な働き方が認められて、初めて組織の多様性が可能になります。今回、リモートワークやオンライン教育など、様々な事をリモートでできるという選択肢を得たことは素晴らしいこと。地域に住んで子育てしながらリモートワークする。介護が必要になった人が社会に参加し続けられるとか、障がいのため通勤がネックで働けなかった人が働きやすくなるとか。まだまだ障害や弊害もありますが、選択肢をリアルとうまく組み合わせ、活用していくことが大事ですね。

手塚会長 様々な人々が活躍する社会という点では、当協会も、初めての女性の会長であった関根前会長が、女性活躍促進協議会を設立し、女性の活躍を測るKPIを定められました。2030年度までに公認会計士試験合格者に占める女性比率30%という目標については、取組の成果が出て、2019年度、2020年度に比率が上昇し、現在は24.6%になりました。

さらに公認会計士制度100周年に当たる2048年度までに、東京会会員・準会員を合わせた、ストックベースでの女性比率30%があります。こちらは現在、15.5%です。

女性の活用については、どのようにお考えですか。

翁理事長 女性就業率で課題とされてきたM字カーブ*2は解消されつつあります。一方、課題なのが年代別正規雇用率です。20代後半がもっとも高く、その後はどんどん率が低下していくL字になっています。こうした中、本意非正規率も非常に高く、シングルマザーなど女性の雇用が多い飲食業や観光業において、いまコロナ禍の深刻なしわ寄せが及んでいます。そうした人たちに目を配り、インクルーシブに女性活用に取り組んでいかなければなりません。

企業経営においても、女性が社外取締役に加わるだけでなく、執行役員も含め、内部からの女性比率の向上が望まれます。

世界経済フォーラムによる「ジェンダーギャップ指数2021」において、日本が世界156か国中120位という現実が示すように、課題は非常に多いと認識しています。

女性が長く安心して働くことができ、プロモートできる環境があること、そのためには女性も男性もワークライフバランスが実現できることがとても大事だと思います。

ビジネスモデルの今後の変化について

手塚会長 企業のビジネスモデルはどのような変化を遂げて

いくべきでしょうか。例えば、デジタルトランスフォーメーション(DX)についてはいかがですか。

翁理事長 日本の生産性向上が遅れている要因の1つがDXです。特に中小企業が顕著で、政府もこれを支援しています。

ウィズコロナ、アフターコロナで、ビジネスモデルが変わっていきます。先が見えない時代において、どのようにして人々の思考を先読みして、新たなサービスや商品を創出していくか。それには、オープンイノベーションで様々なところと一緒に研究したり、協働して新たなビジネスモデルを築いたり、コーポレート・トランスフォーメーション(CX)によって無形資産に積極的に投資していくことになります。

無形資産投資のGDPに対する比率を先進国と比較すると、日本はドイツと並びますが、アメリカやイギリスから引き離されています。同様に、全要素生産性(TFP)*3においても、人的資本の質の寄与度が低くなっています。アメリカは無形資産の割合が高く、そうした投資を増やしています。デジタル化の加速、人的投資など組織能力の拡大といったテーマが1つの鍵だといえます。

手塚会長 日本では、例えば「三方よし」など、長期的な視野に立った株主以外のステークホルダーも大切にしている経営をしてきたといわれています。実際には、バブル崩壊後の厳しい環境の中で、単年度損益の確保を重視するあまり、徐々に、長期的な視点が失われ、成長する力を失ったとの指摘があり

Special Dialogue

ますが、いかがでしょうか。

翁理事長 バブル崩壊自体が、企業経営が近視眼的であったことから起きています。当時、多くの企業が立ち行かなくなりましたが、日本の人口が減少していくといった、長期的な大きなうねりに気付いていた企業と、気づいていない企業との差も出たと思っています。「三方よし」の世界が日本には元々ありましたが、その後も四半期開示などもあり、少し短期的な収益に目が行ってしまった面もあるのではないのでしょうか。バブル崩壊後は過剰債務が減ってリーンになり、全体としては企業の内部留保も増えるなど、マクロ的に余裕が出てきました。アベノミクスになってからは、為替が円安にシフトしましたので、製造業を中心に少し楽になった面もあったと思います。とはいえ、サステナビリティの議論がようやく出てきて、長期的な視点で経営する方向になったのはとても良いと思います。

企業が長期的に成長していくには、継続的に人材を雇用し、しっかりと育成していくことも大事です。また、コロナ禍で人材の多様性が重視されるようになり、中途採用や人材の流動化も進むのではないかと考えています。ジョブ型雇用もどんどん増えています。日本企業の匠の良さと人材の流動化を両立していかないと、これからの企業は成長できないのではないかと考えています。

非財務情報開示の重要性について

手塚会長 企業価値においては、財務諸表に表せない、数値化が難しい無形資産が占める割合が高くなっており、投資家側

も企業価値評価と企業経営のサステナビリティの観点から、ESG情報などの非財務情報の開示の充実を求める声が強まっています。この流れをどう思われますか。

翁理事長 モノづくりの時代は有形資産が大事でしたが、IT／デジタルの時代では無形資産の強みが見えないと、本当の企業価値が見えず、サステナブルではないとなります。例えば人的資本では、どのように人材育成しているか、多様性をどう確保しているか、中途採用でどのように活性化しようとしているのか、どのような教育プログラムを組んでいるのかなど、エンゲージメントを含め開示していく必要があります。さらに、組織能力といったマネジメントに関わる項目は、開示のあり方だけでなく、どこに開示するのが一番効果的かも含め、課題となっています。

手塚会長 私も最近気付いたのですが、情報開示を義務化すると、しっかり対応する企業は行動が変わってくると感じています。開示情報が本当に実態を伴った情報なのか、形式的なのか。重要な情報開示に関する信頼性についてはどうお考えですか。

翁理事長 そこがこれから大事になってきます。決算の粉飾は過去何度もありましたが、非財務情報については分かりにくく、比較可能性も容易でないため、開示がどのように担保されるのが大事です。ここは、プロフェッショナルな方々の今後の検討が非常に重要になると考えます。

手塚会長 公認会計士も、ESGの内の企業統治(G)については、かなりの知見があると思います。一方で、環境(E)と社会(S)について広く深い知見を持つ公認会計士は、まだまだ少ないように思います。ただし、監査法人というくくりでは、大手監査法人はかなりの数のスペシャリストを擁しています。これからは、公認会計士としての知見を増やしながらか、様々なスペシャリストと連携して開示情報の信頼性を担保できるようにしていかなければならないと思います。公認会計士は現在、財務諸表に対して監査を実施し、保証を付与していますが、これを非財務情報の領域にも広げられるよう取り組んでいます。

翁理事長 プロフェッショナルに担保された信頼性が、これからの経済や社会の発展に寄与していくことを期待しています。

手塚会長 ありがとうございます。

地域活性化について

手塚会長 当協会では、「地域活性化」を重要な取組の1つに掲げています。その一環として、2020年の8月に、様々な地域、分野で貢献、活躍する公認会計士を紹介した、「SDGsへの公認会計士の貢献～さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士」と題した会計監査ジャーナル別冊を発行しました。

地域活性化については、どのような課題があるとお考えですか。また、公認会計士は、これにどのように貢献していけるのでしょうか。

翁理事長 地域には、モノづくりの企業がたくさんあります。AI専門家である東京大学大学院工学系研究科の松尾豊教授は「選択する未来2.0」の委員会で、AIは確かにアメリカや中国に後れを取っているが、日本の強みを活かせるのがモノづくりとAIの組み合わせではないか、とお話されました。リモートワークやオンライン教育を活用し、これまでの大都市と地域という二項対立で捉えるのではなく、二地域就労や二地域居住という考え方も可能になっています。DXの大きなうねりを活用し、新しい学びを取り入れ、活性化していくことが大事です。

企業のみならず、社会福祉法人や医療法人、そして大学も地域の身近なところにあります。これらの活性化を応援し、人々の営みを支えていくという点においても、公認会計士は地域で重要な役割を担っているのは間違いないことです。

手塚会長 今お話のあった医療・福祉は翁理事長の専門分野の1つだと思いますが、一定規模以上の社会福祉法人や医療法人に対し、会計監査人設置が義務化されました。これについては、どのようにお考えですか。

翁理事長 これからの高齢化社会では、介護も医療も非常に重要な産業の1つです。人口減少の中でしっかりと業務を続けていくには、デジタル化、連携、さらにはM&Aも必要となってきます。企業と同様、どのような経営を行っていけばサステナブルかを、公認会計士の視点からしっかりとアドバイスしていただくことが大事だと思います。

手塚会長 この冊子には、地域に移りたいが躊躇している大都市圏で働いている会計士に、地域における公認会計士に対するニーズの現状を知らせる目的もあります。最近の話題として、ある大手監査法人は、グループ全体で移住を許可しました。

翁理事長 素晴らしいですね。そうした多様な働き方が認めら

れていくと、組織がさらに活性化していくのではないのでしょうか。

手塚会長 移住を認めると、ボランティアベースでも地域貢献がしやすくなります。ぜひ、こうした流れをつくっていきたいですね。

むすび

手塚会長 最後に一言、お願いいたします。

翁理事長 ウィズコロナ、アフターコロナで、世の中も人々の意識も大きく変わる中、企業は新しいビジネスモデルを模索していく、厳しいですが、サステナビリティを意識して新しい時代を生き抜かなければなりません。

公認会計士はこれまで専門知識を駆使し、企業、そして社会に欠かせない情報に「信頼性」を与えてきました。これからも長期的な展望に立ち、世の中の新たな大きな動きを踏まえながら、それぞれの企業がどのような取組をしているのかについてアンテナを広げ、情報の「信頼性」を担保する役割を担っていただきたいと考えます。それには従来からの倫理観に加え、コミュニケーションや、将来に対するコミットメントも必要になってくると思います。これからも、社会全体の発展と利益のために皆さまが活躍されていくことを期待しています。

手塚会長 本日は誠にありがとうございました。

翁理事長 こちらこそ、ありがとうございました。

※1 VUCA(ブーカ)：Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を組み合わせた造語。著しく環境が変化し、将来の予測が困難になっている状況を指す。

※2 女性の就業状況を年齢階級別に見ると、結婚・出産期に当たる20代後半から30代にかけて低下し、育児が落ち着いた40代以降に再び上昇する。グラフ化すると、アルファベットのMに似ているため。

※3 全要素生産性(TFP)：生産性を示す指標の一つで、資本や労働の量的変化では説明できない技術革新などの寄与度を示す。



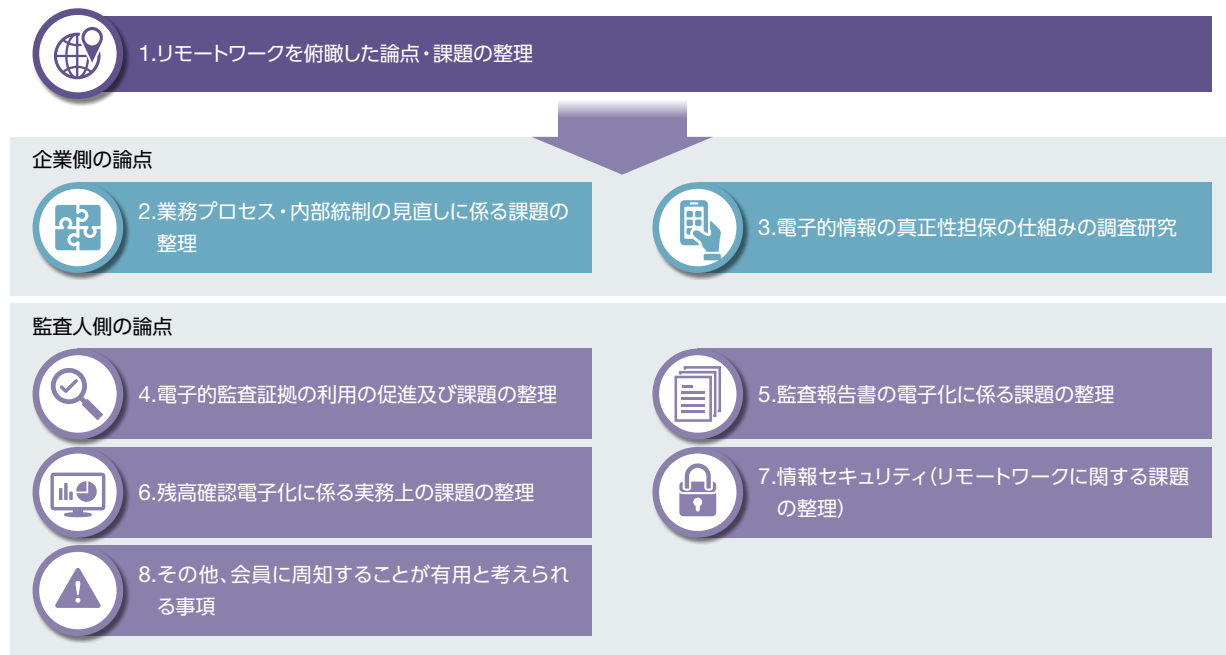
変化する社会を展望した取組

コロナ禍によって、生活様式や働き方が大きく見直され、テレワーク等の新しい働き方の普及・定着や社会全体のDX(デジタルトランスフォーメーション)が加速しています。また、近年のコーポレートガバナンス改革やESG投資の広がりによって、企業情報開示を取り巻く環境が変化しています。このような状況を踏まえ、当協会は新しい監査の在り方について検討を進めるとともに、変化する社会における経済構造の転換・好循環に貢献していきます。

1 リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応

コロナ禍を契機として、リモートワークの一般化が進んでいます。当協会は、印鑑廃止の傾向に代表されるような企業側の業務プロセス・内部統制の変革への対応を進めるとともに、電子的監査証拠の利用促進、残高確認電子化といった監査業務の変革を進めていくべく、2020年7月に「リモートワーク対応プロジェクトチーム」を設置し、リモートワークに対応した提言・留意事項の検討を進めています。

施策の全体像



リモートワーク環境下における企業の業務及び決算・監査上の対応
https://jicpa.or.jp/specialized_field/remote/

【2020年度に作成した公表物】

- 2020年12月25日 リモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」
 リモートワーク対応第2号「リモート棚卸立会の留意事項」
- 2021年 2月12日 リモートワーク対応第3号「PDFに変換された証憑の真正性に関する監査上の留意事項」
 リモートワーク対応第4号「構成単位等への往査が制限される場合の留意事項」
 リモートワーク対応第5号「リモート会議及びリモート会議ソールの活用について」
- 2021年 3月19日 リモートワーク対応第6号「電子メールを利用した確認に関する監査上の留意事項」

2 高品質かつ信頼ある企業情報開示

近年、企業の情報開示に対する社会のニーズは財務情報の開示に留まらず、非財務情報を含めた包括的なものとなってきており、これを背景とした企業と投資家との対話が重視される等、企業情報開示は大きく変わりつつあります。

当協会では、企業情報開示がその有用性と信頼性を高めることにより情報利用者にとっての価値を高めるとともに、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結びついていくことが重要であるという考えの下、2019年9月に「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を立ち上げました。

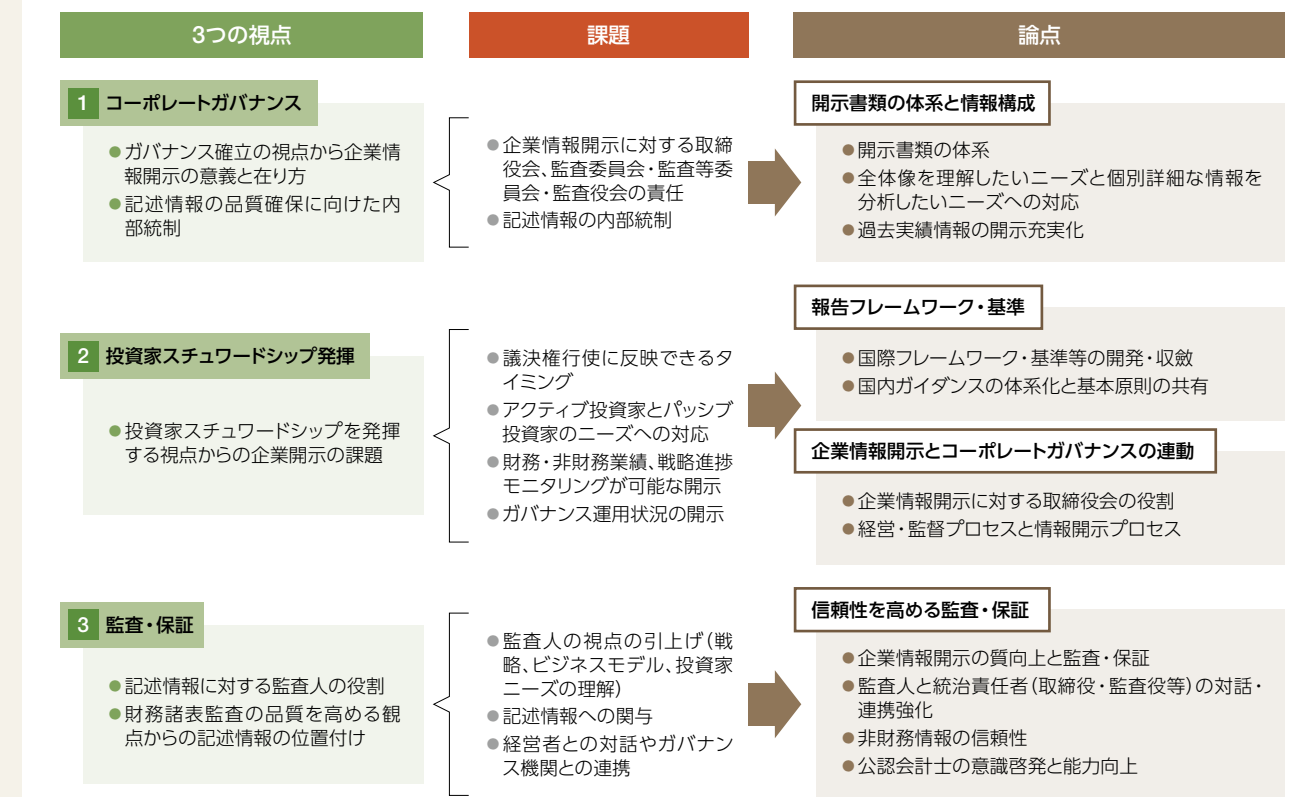
特別委員会では、外部有識者として投資家・社外取締役の参画を得て、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性についての議論を行いました。さらに、企業情報開示を支える立場として、公認会計士が果たすべき役割についても併せて検討を行い、2020年9月には、「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討～開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて～(中間報告)」を公表しました。

企業情報開示に関わる多様な関係者との対話を通じて、企業情報開示全体としての質及び信頼性を高めるためのガバナンス、プロセス及び開示体系等に関する望ましい方向性について、引き続き検討を深めていきます。



企業情報開示に関する取組
https://jicpa.or.jp/specialized_field/corporate_reporting/

中間報告で提示した主要論点



3 緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望

新型コロナウイルスの感染拡大及びその防止策が世界規模に及ぶという未曾有の事態が生じ、我が国経済も影響を受けていることを踏まえ、2020年においては、毎年度公表している「税制改正意見・要望書」や「税制の在り方に関する提言」に加え、緊急事態解除宣言後の「新たな日常」と「経済及び企業再生」を前提に「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望—税制改正意見・要望書 別冊—」を策定しました。

本要望では、下記3つの観点で、合計12項目の要望を掲げています。

I 経済的困窮に直面する国民を救済するために

- | | |
|---|---|
| <p>1. 法人課税(源泉所得税を含む。)について</p> <p>(1) 失業者の増加を抑えるため地域を限定しない新たな雇用促進税制を創設すること</p> <p>(2) 企業が従業員等に対して支給する新型コロナウイルス感染症の予防のための支出に係る助成金等が交際費に該当しない旨及び従業員等の所得として課税されない旨を明らかにする公的見解を公表すること</p> | <p>2. 個人課税について</p> <p>(1) 学校休校に伴う子育て世帯の負担増に対応して所得控除を拡充すること</p> <p>(2) 株式等の譲渡により生じた損失に係る繰戻還付制度を創設すること</p> |
|---|---|

II 企業の財務改善、持続的成長を促すために

- | | |
|--|---|
| <p>1. 法人課税について</p> <p>(1) 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除における控除限度額を撤廃すること</p> <p>(2) 所得を課税標準とするのではない地方税を広く減免すること</p> <p>(3) 感染症拡大の予防措置が講じられた後の一定の期間は交際費の損金算入制限を撤廃すること</p> | <p>2. 法人課税、個人課税共通</p> <p>(1) オープンイノベーション促進税制及びエンジェル税制類似の制度を創設すること等により企業救済のためのM&Aを後押しすること</p> |
|--|---|

III 国民の健康増進と感染症に負けない国づくりのために

- | | |
|--|---|
| <p>1. 法人課税について</p> <p>(1) 試験研究費の税額控除制度における特別試験研究の種類を拡充すること</p> <p>(2) 特定医療法人等の要件の1つである「社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入の8割を超えること」の「社会保険診療等に係る収入金額の合計額」に治験受託等に係る収入を加えること</p> | <p>2. 個人課税について</p> <p>(1) マスクの購入費用等の新型コロナウイルス感染症の予防のための支出を医療費控除及びセルフメディケーション税制の対象とすること</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の抗体検査、ワクチン接種をセルフメディケーション税制における「健康の保持増進及び疾病の予防への取組」に加えること</p> |
|--|---|

4 オンラインを利用した会務の実施

2020年度は当初予定していた多くのイベント等が中止や延期、開催方法の変更を余儀なくされました。当協会は、従来、対面で開催していたイベント等をオンラインを用いた開催形式に変更し、新たな形での会務の実施に取り組んでいます。

1 研究大会

2020年9月11日に第41回研究大会をオンラインにて開催しました。2020年度は札幌にて研究大会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研究大会が始まって以来初めて会員が自宅等から参加できるオンライン形式による開催としました。

今回のメインテーマは、「いま、挑戦の時～新技術を駆使し、多方面で活躍する公認会計士を目指して～」とし、様々な側面において環境が激変する中、新技術に対して理解を深めつつそれを活用する方法を学び考える機会としました。

午前の部では、手塚会長のプレゼンテーション、IFAC(国際会計士連盟)のIn-Ki Joo会長からのビデオメッセージに続いて、記念講演を開催し、矢野剛史氏(経済産業省製造産業局ものづくり政策審議室長)から「製造業は不確実性の時代をどう生きるか?—これから求められる『企業変革力(ダイナミック・ケイパビリティ)』とデジタル・トランスフォーメーション」をテーマにご講演いただきました。そして、午後の部では、監査・会計・税務・倫理・ITの多岐の分野にわたる8テーマの研究成果が発表されました。

今年の参加会員数は、トータルで約1,600名となり、例年の大会を上回る会員の参加を得ました。全国各地さらには海外にて業務を行っている会員が、どこにいても気軽に参加できるオンラインイベントの有意性も改めて認識した大会となりました。



2 「ハロー!会計」

会計教育活動の一環として、小・中学生を対象とした無料の会計講座を実施しています。

「ハロー!会計」は、従来会場での開催が主体でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年度においては初のオンライン開催を実施しました。

チャット機能を利用することで、リアルタイムでの参加者と講師の双方向のやり取りを実現し、各回大盛況となりました。



「ハロー!会計」オンライン参加者募集ポスター



地域会での実施の様子

【オンラインでの開催実績】

訪問講義:	5回実施 102名参加
公開講義:	9回実施 578名参加

Who We Are

日本公認会計士協会は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導、連絡及び監督に努め、その資質向上に尽力する「公認会計士で組織する唯一の自主規制団体」です。

事業活動

当協会は、公認会計士法に定める、公認会計士の指導・連絡・監督及び公認会計士の登録を目的に設置されており、自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持等、《Engage in the Public Interest》のタグラインの下、様々な事業を行っております。

当協会の事業として会則第3条に以下を掲げています。

日本公認会計士協会の事業(会則第3条)

- ① 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。
- ② 会員の業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。
- ③ 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。
- ④ 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。
- ⑤ 公認会計士制度及び公認会計士業務(租税に関するものを含む。)について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。
- ⑥ 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。
- ⑦ 公認会計士業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。
- ⑧ 公認会計士の業務に関する紛議の調停を行うこと。
- ⑨ 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。
- ⑩ 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと。
- ⑪ その他当協会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

沿革

公認会計士制度の成り立ちと変遷

日本における職業会計人制度は、1927年の「計理士法」に基づく計理士の誕生から始まります。終戦後には財閥解体等による経済民主化が進められ、1948年に証券取引法が導入されると、同年、計理士法が廃止され、新たに「公認会計士法」が制定されました。翌年1949年には東京、大阪、名古屋をはじめとする8か所に証券取引所が開設され、1951年、初の証券取引法に基づく公認会計士監査が始まりました。公認会計士制度は、証券市場における財務諸表の信頼性確保のために誕生したのです。

以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられていきました。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、無限連帯責任を負う監査法人制度が導入されました。1967年には学校法人監査導入、1974年には商法特例法に基づく公認会計士監査導入等、公認会計士への要請は証券市場だ

けでなく社会全般に拡大されていきました。2003年の公認会計士法改正においては、公認会計士の使命条項が第1条に掲げられ、独立性の強化も図られています。2007年の公認会計士法改正においては、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、監査人の独立性と地位の強化、監査法人等に対する監督・責任の在り方の見直しが行われました。

2017年には監査法人のガバナンス・コードが公表され、2018年の監査基準の改訂では「監査上の主要な検討事項(KAM)」が導入される等、監査の透明性向上の取組も進められています。

このように、公認会計士制度は、企業社会の変化・変遷に合わせて進化を続けています。

一方で、監査を受ける企業側においても、2008年から上場企業に内部統制監査が導入され、2015年にはコーポレートガバナンス・コードの適用が開始となる等、企業統治の整備が進んでおり、監査を実施する公認会計士と、監査を受ける企業が、それぞれの立場で資本市場の信頼性の確保に取り組んでいます。



日本公認会計士協会事務所の歴史



1949.10～1956.5
旧東京商工会議所
(東京都千代田区)1階に借室



1956.5～1963.6
大同生命ビル
(東京都中央区)5階に借室



1963.6～1966.2
旧東京商工会議所ビル
(東京都千代田区)1階に借室



1966.2～1969.11
東京証券会館(東京都中央区)
4階と地下(実務補習所)に借室



1969.11～1977.6
歌舞伎会館(東京都中央区)
3階と4階を借室



1977.6～2001.11
旧公認会計士会館
(東京都文京区)



2001.11～
現在の公認会計士会館
(東京都千代田区)

公認会計士の概要

1 公認会計士監査

我が国の公認会計士制度は、戦後の証券市場の改革に合わせてスタートし、上場企業の監査を行う専門家として位置付けられていました。

その後、商法特例法による株式会社の監査が義務付けられたことをはじめ、様々な事業者が法令によって監査を義務付けられ、公認会計士が監査を行う分野は拡大の一途をたどっています。近年では、非営利分野での公認会計士による監査も増え、2016年4月1日に施行された改正農業協同組合法により、2019年度以降、貯金量200億円以上の農業協同組合、負債200億円以上の農業協同組合連合会は、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが新たに義務付けられました。

公認会計士が実施する主な監査は、次のとおりです。

法定監査(法令等に基づく監査)

- 金融商品取引法に基づく監査
特定の有価証券発行者等が提出する有価証券報告書等に含まれる財務計算に関する書類(貸借対照表や損益計算書等)には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないとされています(金融商品取引法第193条の2第1項、同第2項)。
- 会社法に基づく監査
大会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置くことが義務付けられています(会社法第327条、同第328条)。また、会計監査人を置く旨を定款に定めれば、全ての株式会社は会計監査人を置くことができます。
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄附行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出等の報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査
- 資金決済法に基づく仮想通貨交換業者の監査
- 農業協同組合の監査 等

法定監査以外の監査(法令等に基づかない監査)

- 法定監査以外の会社等の財務諸表の監査
- 特別目的の財務諸表の監査 等

国際的な監査

- 海外の取引所等に株式を上場している会社又は上場申請する会社の監査
- 日本企業の海外支店、海外子会社や合併会社の監査
- 海外で資金調達した会社又は調達しようとする会社の監査
- 海外企業の日本支店、日本子会社の監査 等

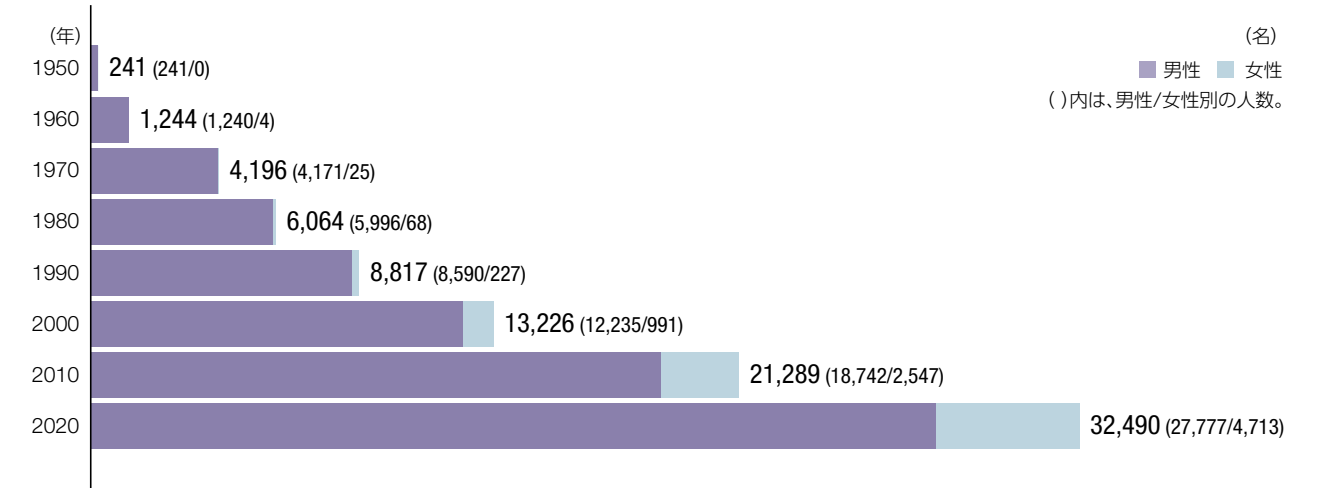
2 公認会計士数の推移

公認会計士の数は年々増加しており、2021年3月末時点で32,478名の公認会計士がいます。

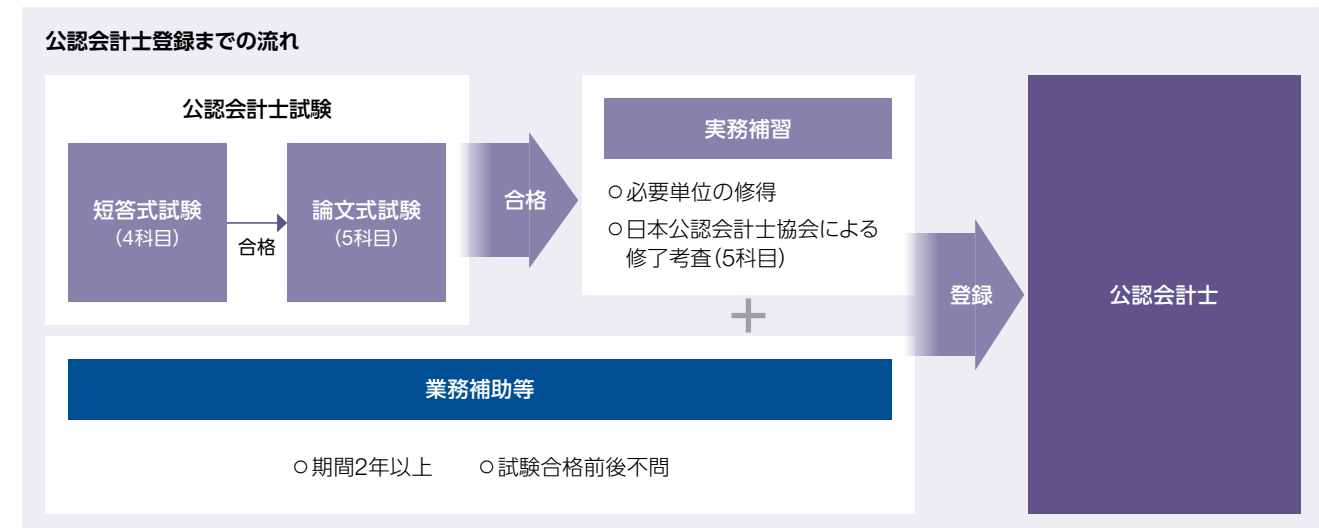
1951年に、初めて女性公認会計士が登録され(2名)、現在では公認会計士の約15%が女性となっています。2020年の公認会計士試験では、合格者の女性割合が過去最高の24.6%に達する等、近年の公認会計士試験の合格者に係る女性割合が20%前後であることから、女性公認会計士の割合は今後も上昇していくと見込まれます。

なお、当協会では、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、施策を実施しています(48ページ参照)。

公認会計士の男女別推移 (各年12月末時点)

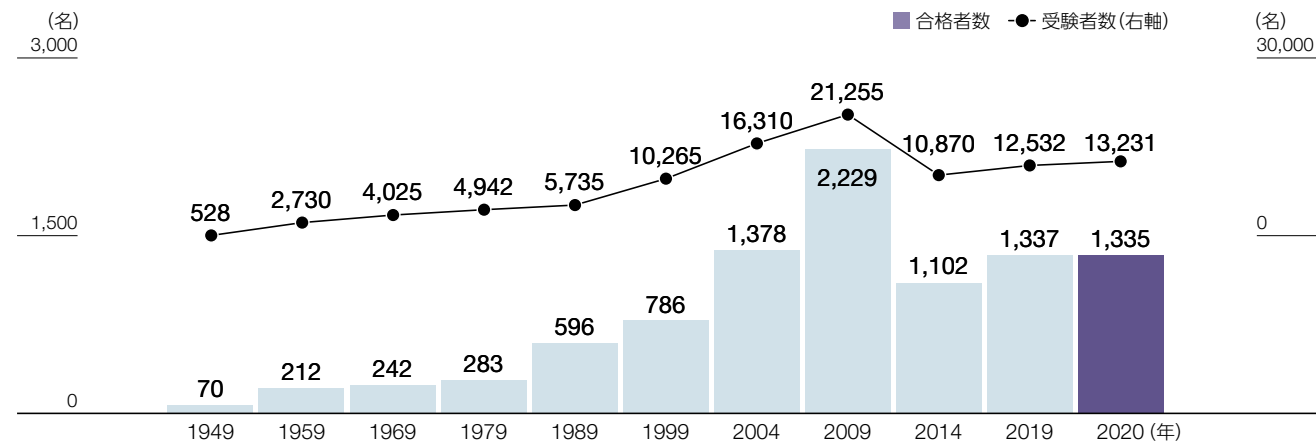


公認会計士になるためには、公認会計士試験(短答式試験、論文式試験)に合格し、2年以上の業務補助等の期間があり、一般社団法人会計教育研修機構が実施する実務補習を受けて当協会による修了考査に合格した後、内閣総理大臣の確認を受け、公認会計士名簿への登録を受ける必要があります。



公認会計士の概要

公認会計士試験受験者数・最終合格者数の推移 ((注)1989年までの数値は、旧二次試験受験者数・合格者数)



公認会計士、外国公認会計士及び監査法人は、当協会の会員となることが義務付けられています。また、下記の者については、当協会の準会員となることができます(任意入会制度)。

- 公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者
- 会計士補
- 会計士補となる資格を有する者
- 公認会計士試験に合格した者
- 監査法人の特定社員

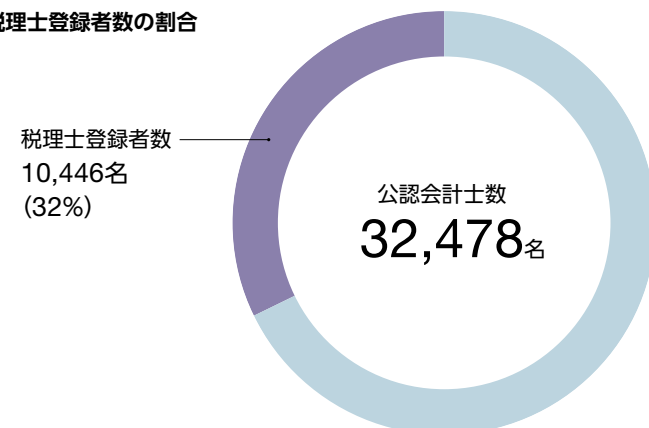
3 公認会計士の活動領域

公認会計士は、監査以外の分野でも、会計の専門家として社会の様々な分野で活躍しています。

1 税務

公認会計士は税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。各種税務申告書の作成や租税相談のほか、幅広い知識を活かして、M&Aに係る税務や国際税務等、特殊な税務に関する相談・助言を行います。

公認会計士に占める税理士登録者数の割合 (2021年3月31日現在)



2 コンサルティング

経営戦略の立案、資金調達、内部統制の構築、上場、組織再編、財務デュー・デリジェンス、事業承継、事業再生、廃業等、経営全般にわたる相談・助言を行います。

3 組織内会計士

企業やその他の法人又は行政機関において業務に従事している公認会計士。近年では、公認会計士事務所や監査法人以外の組織で働く公認会計士も増加しています。

4 社外役員会計士

2015年に我が国の上場企業に導入された「コーポレートガバナンス・コード」(2018年6月改正)において、「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべき」、「監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有しているものが1名以上選任されるべき」とされたことから、社外役員に就任する公認会計士も増加しており、半数を超える上場会社に公認会計士が社外取締役・社外監査役として就任しています。

当協会では、様々な分野で活躍する公認会計士を支援するため、各種協議会を設置しています。協議会やその中に設置される部会等の登録者数は以下のとおりです(2021年3月31日現在)。

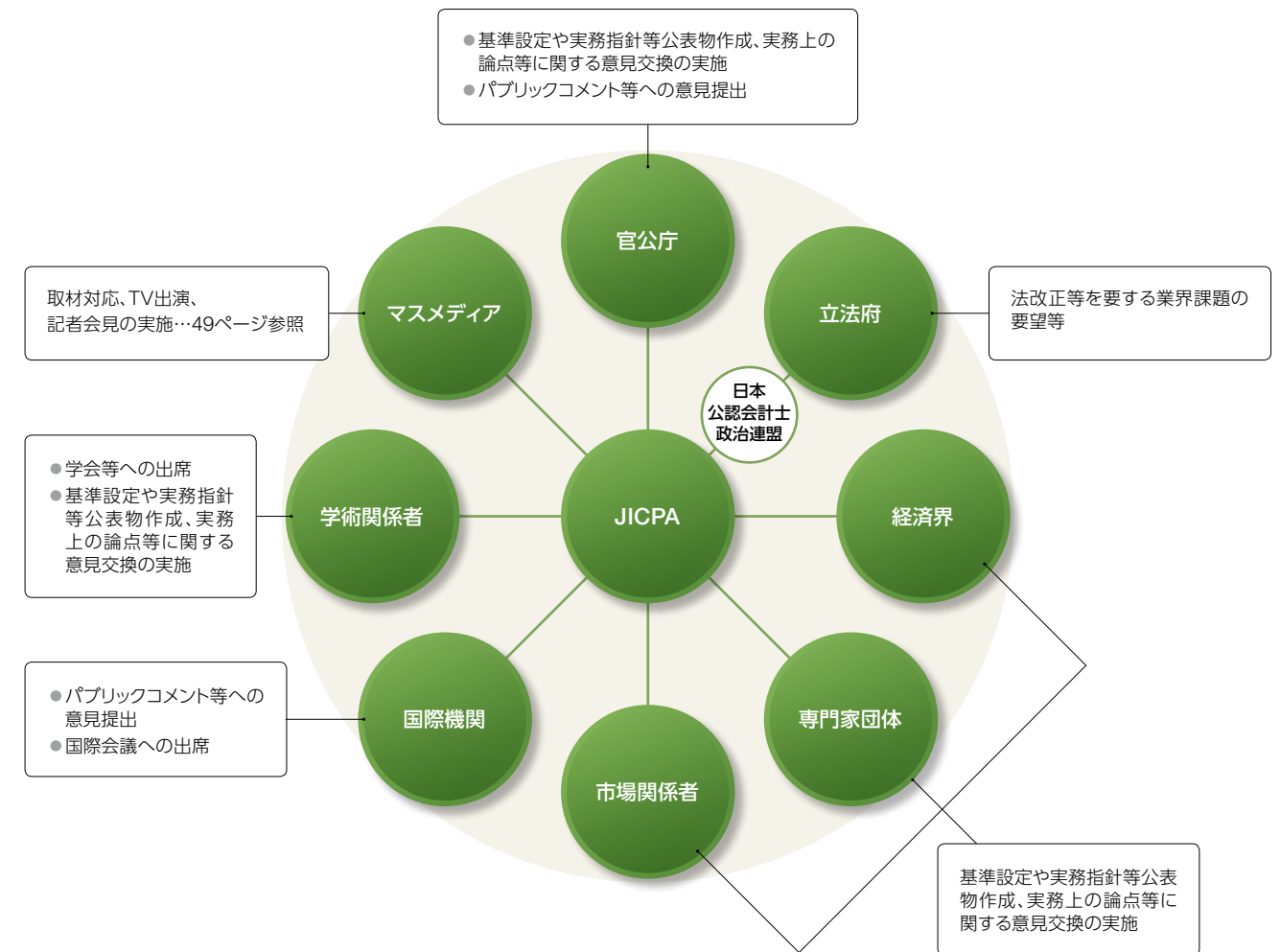
名称	対象	会員数
中小監査事務所連絡協議会	上場会社を監査する中小規模の監査事務所等	453法人・事務所
税務業務協議会	税務業務を行う公認会計士	部会員: 8,916名 賛助部会員: 6,116名
公会計協議会	公的・非営利分野の業務に従事する公認会計士	社会保障部会 部会員: 2,640名 監査法人リスト掲載数: 88法人 地方公共団体会計・監査部会 部会員: 913名 賛助部会員: 2,048名
組織内会計士協議会	企業等に所属する公認会計士	組織内会計士ネットワーク 正会員: 2,174名 賛助会員: 476名
社外役員会計士協議会	社外役員に就任している公認会計士	社外役員会計士協議会ネットワーク 正会員: 1,415名 賛助会員: 997名
女性会計士活躍促進協議会	女性の会員・準会員	5,999名

What We Do

日本公認会計士協会は、公認会計士がその使命を全うするために、各種事業を展開し、公認会計士の地位向上と公正な経済社会の確立と発展に貢献しています。

ステークホルダーエンゲージメント

公認会計士の活動領域の広がりとともに、これまで以上にステークホルダーが増加し、また、多様化しています。公認会計士の使命を果たすために、ステークホルダーの皆さまとの積極的な連携・対話を行い、更なる信頼関係を構築していきます。



会長講演等

手塚会長は、外部講演会等に参加し、多くの方々との交流する中でいただいたご意見を会務に生かしています。2020年度に出席した主な外部団体での講演会等を以下に紹介します。

- 2020年 8月29日 国際会計研究学会第37回研究大会での講演：
テーマ「企業情報開示と企業行動変革」
- 2020年10月27日 日本生産性本部 生産性運動65周年記念大会
分科会パネルディスカッションに登壇：
テーマ「これからの顧客価値経営～持続可能な経営の指針～」
- 2020年11月21日 日本内部統制研究学会第13回年次大会に登壇
- 2020年12月17日 日本取締役協会での講演：
テーマ「コロナ禍の決算・監査を経験して見えた課題」



日本生産性本部 生産性運動65周年記念大会
分科会パネルディスカッション登壇時の様子



公益財団法人日本生産性本部 生産性運動65周年記念大会への出席
<https://jicpa.or.jp/news/weekly/2020/10/20201031fii.html#movement>

経営方針

当協会は、情報の信頼性確保を担うとともに、健全な組織ガバナンスに寄与する公認会計士の職業専門家団体として、これまで公認会計士監査の在り方を幾重にも見直し、監査制度改革に積極的に取り組んできました。

監査に関する制度的な手当てがここ数年で大きく進められた現状の今こそ、会計監査だけに留まらず、公認会計士業界の10年、20年先を見据え、長期的な視点で会務に取り組んでいくことが必要であると判断し、手塚会長をはじめとする現執行部におけるスローガンを以下のとおり掲げ、このスローガンを前提として、協会における在りたい姿・価値観を定義するため、公認会計士法における公認会計士の使命や現在のタグライン「Engage in the Public Interest」をベースに当協会の使命を整理しました。その中で、取り組むべき課題も見え、そのための戦略目標を5つ策定しました。

【スローガン】

「前進～未来へ」

【当協会の使命】

- 公認会計士に対する社会からの信頼を確立する。
- 会員のプロフェッショナルとしての資質の向上を支援する。
- 会員がその資質を発揮して社会に貢献できる場を提供する。

【在りたい姿】

会員からも社会からも信頼され、
経済の健全な発展と幸福な社会の実現に
最も貢献するプロフェッショナル団体

戦略目標を実現し、
【在りたい姿】を目指す

【価値観】

- 会員をはじめとするステークホルダーからの信頼を第一とする。
- 先見性・戦略性・創造性を尊重する。
- ステークホルダーとの建設的な議論と協働を心がける。
- 助け合いと協力を尊重し、オープンで生産性の高い会務運営を心がける。

戦略目標

【6つの重要課題】

- 会計監査の在り方改革
- 企業活動の変化及び技術革新への適応
- 会計基準及び監査の基準設定との関わり
- 公認会計士業務に対する社会からのニーズの充足
- 企業情報開示の変革への適応
- 急速な会員数の増加と会員への多様化への適応

戦略目標1 公認会計士に対する信頼の確立

我が国の公認会計士制度は、上場会社の財務諸表監査を担うものとして1948年に創設され、以来70年余の間、公認会計士は、財務諸表監査を通じて資本市場の信頼を守るために努力を重ねてきました。公認会計士が社会からその存在意義を認められ、職務を通じて社会に貢献していく原点は財務諸表監査に対する信頼にほかならず、引き続き財務諸表監査に対する社会からの信頼の確立に取り組んでいくとともに、「監査の現場力の強化」にも取り組んでいきます。

戦略目標2 ステークホルダー・エンゲージメント

「国民経済の健全な発展に寄与する」という公認会計士の使命を果たすためには、官公庁や市場関係者、国際機関等といった様々なステークホルダーとの連携が不可欠です。ステークホルダーの皆さまとの建設的な対話を促進することによって信頼関係の更なる構築に努めていきます。

戦略目標3 人財の確保と育成

企業活動のグローバル化、AIをはじめとする技術革新等により、公認会計士を取り巻く環境も大きく変化をしています。これらの環境変化を踏まえ、公認会計士がこれからも社会に貢献し続けていく存在であるために、公認会計士に求められる資質を改めて定義します。

また、女性活躍の促進や企業等で働く公認会計士、社外役員に就任している公認会計士の増加等近年の公認会計士の活躍の場の多様化に応じて、ダイバーシティ・インクルージョンの促進に取り組んでいきます。

戦略目標4 社会からのニーズの充足

我が国が、人口減少、少子高齢化、地域過疎化等の多くの課題に直面する中で、公益に深く関わる事業体の生産性向上と経営の健全性の確保は喫緊の課題であり、公認会計士監査の対象は、学校法人、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、農業協同組合等へと拡大しています。公認会計士が、監査等を通じ、事業体の経営の健全化に資するとともに、ガバナンス改革と生産性向上に貢献し、地域活性化の一助となるよう取り組んでいきます。

戦略目標5 会務運営の生産性・透明性

これらの戦略目標を達成するためには、当協会をより生産性の高い組織にすることが不可欠であり、ガバナンスの在り方の見直しや職員の働き方改革の推進等、組織改革に取り組んでいきます。

また、透明性の向上にも取り組み、社会に対し適時適切な情報発信を通じ、当協会の説明責任を果たしていきます。

自主規制の取組

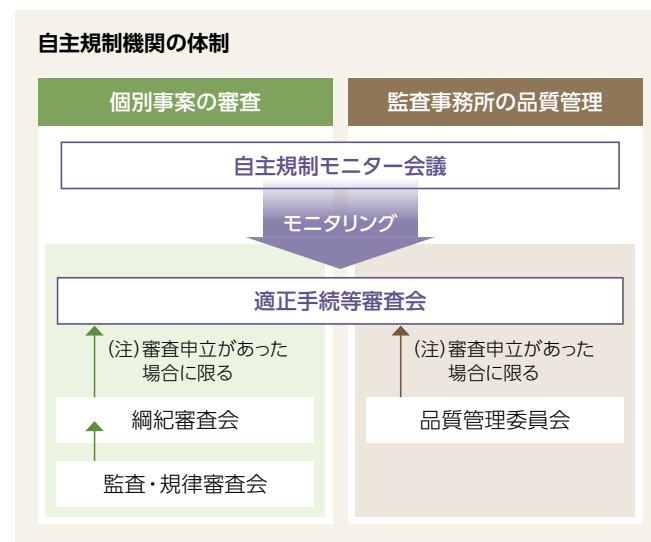
1 自主規制の全体像

自主規制の役割及び機能

当協会は、公認会計士の資質を常に高く保つ自主規制団体として、指導・連絡・監督に係る活動を行っており、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するための取組を行っています。

自主規制の中核を成す機能としては、個別の監査事案に係る監査実施状況及び監査意見の妥当性や、公認会計士の職業倫理に係る事項等の審査を行う個別事案審査と、監査事務所の品質管理体制について指導及び監督を行う品質管理レビューの2つがあります。

当協会は、自主規制の透明性の向上、社会に対する適時・迅速な情報提供、審査プロセスに関する明瞭かつ説得性を持った説明の実施を重要な課題と位置付け、右の機関設計で運用を行っています。



自主規制モニター会議

当協会が実施する自主規制制度が適切に機能し、社会からの更なる理解が得られるよう、自主規制全体の運営やその在り方、改善事項等をモニタリングし、資本市場や社会的影響といった大局的な視野から意見を述べ、助言を行うことを目的としています。

自主規制モニター会議は委員8名で構成されており、独立性及び透明性の確保の重要性に鑑みて、委員のうち7名は会員外の有識者（うち1名は協会の外部理事）となります。

自主規制モニター会議委員（2021年3月31日現在）

山浦 久司*（協会外部理事・明治大学名誉教授・元会計検査院長）	平野 剛*（日本取引所自主規制法人常務理事）
三宅 弘*（弁護士）	園 マリ（元証券取引等監視委員会委員）
後藤 敏文*（日本監査役協会会長）	宮園 雅敬*（年金積立金管理運用独立行政法人理事長）
小林 麻理*（早稲田大学教授）	森本 学*（日本証券業協会副会長）

※は会員外の有識者

なお、自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料は、協会ウェブサイト公表しています。



自主規制モニター会議の議事要旨及び会議資料
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html>

2 個別事案審査

監査・規律審査会

会社の適時開示情報、新聞等で報道された記事、監査ホットラインへの情報提供等に係る個別の監査事案について、会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査及び審査を行い、必要と認めるときは、協会会長が勧告又は指示を行います。

また、会員及び準会員の倫理に関わる事案及び当協会の会則により付託される事案についても、調査及び審査を行い、必要と認めるときは、当該会員又は準会員に対して、協会会長が勧告又は指示を行います。

さらに、会員及び準会員に法令、会則及び規則の違反事実（以下「法令等違反事実」という。）があるという懸念がある場合には、調査及び審査を行い、法令等違反事実があり懲戒処分を相当として綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めるときは、協会会長が綱紀審査会に対する審査要請を行います。

監査・規律審査会は委員17名以内で構成されており、委員のうち2名は会員外の有識者となります。

また、公認会計士の監査業務遂行に際し、参考となるよう、調査事案を踏まえた提言を取りまとめた「監査提言集」を会員向けに公表しています。

綱紀審査会

監査・規律審査会の処分提案に基づいて協会会長から審査要請を受けた事案について、正確かつ衡平な審査を行い、その処分内容等を決定し、申し渡します。

綱紀審査会は委員7名で構成されており、委員のうち2名は会員外の有識者となります。

また、監査業務の適切な実施や、会員の職業倫理の保持昂揚に資するよう、懲戒処分が確定した事案をまとめた「綱紀関係事例集」を会員向けに公表しています。

なお、綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された会員及び準会員は、綱紀審査会の審査結果に影響を及ぼす手続違反や重大な事実誤認等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立をすることができます。

適正手続等審査会は、当該申立について審査を行い、綱紀審査会への事案の差戻し又は審査申立を棄却します。

懲戒処分の種類

当協会が実施する懲戒処分には以下の5種類があります。

- | | |
|----------------------------|--|
| ① 戒告 | ④ 当協会からの退会の勧告 |
| ② 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 | ⑤ 金融庁の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求 |
| ③ 除名（準会員のみ） | （①～④の処分に付加することができる） |

なお、調査の結果、懲戒処分が必要とまでは認められなかったものの、改善すべき事項があると認められた場合には、必要な勧告又は指示を行うことができます。

懲戒処分の公示・公表

当協会が実施した懲戒処分は、会則に従い、当協会ウェブサイト（会員及び準会員のみが閲覧できるページ）・会報・当協会事務所内に公示を行います。

ただし、懲戒処分の量定が一定以上の場合や、社会の関心が特に強く、社会的影響が大きい審査事案であり、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために会長が必要と認められた場合については、公表をすることができます。

また、調査中の事案であっても、当協会及び公認会計士制度に対する社会の信頼を確保するために会長が必要と認められた場合については、事案の概要を公表をすることができます。

自主規制の取組

DATA

2020年度の各機関での審査実施状況は以下のとおりです。なお、個別事案審査制度の活動概要を別途公表しています。

2020年度 審査実施状況 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

監査・規律審査会 (件)			
繰越案件	44	終了案件	34
		うち 網紀審査会への審査要請案件	15*1
新規案件	21	次年度への繰越案件	31

網紀審査会 (件)			
繰越案件	1	終了案件	4
		うち 適正手続等審査会への申立案件	1*2
新規案件	13*1	次年度への繰越案件	10

適正手続等審査会 (件)			
繰越案件	1	終了案件	0
新規案件*2	2	次年度への繰越案件	3

網紀審査会の終了案件の内訳(結論の内容)*3 (件)	
懲戒処分	4
勧告	1

※1 監査・規律審査会で網紀審査会へ審査要請することで議決していますが、手続未了で網紀審査会に審査要請がなされていない案件があり、差異が生じています。
 ※2 網紀審査会では事案ごとに集計していますが、適正手続等審査会では審査申立て件数ごとに計上していますので、差異が生じています。
 ※3 1つの案件に懲戒処分と勧告の両方の結論が生じた事案があったため、終了案件数と差異が生じています。



個別事案審査制度の活動概要
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/inspection/>

2020年度 懲戒処分の実施状況(個人・法人別) (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(件)		
	処分内容	実施件数*1
個人	戒告	43
	会員権停止	13
	退会勧告	44
	行政処分請求	38
	除名	6*2
監査法人	戒告	0
	会員権停止	1
	退会勧告	0
	行政処分請求	0

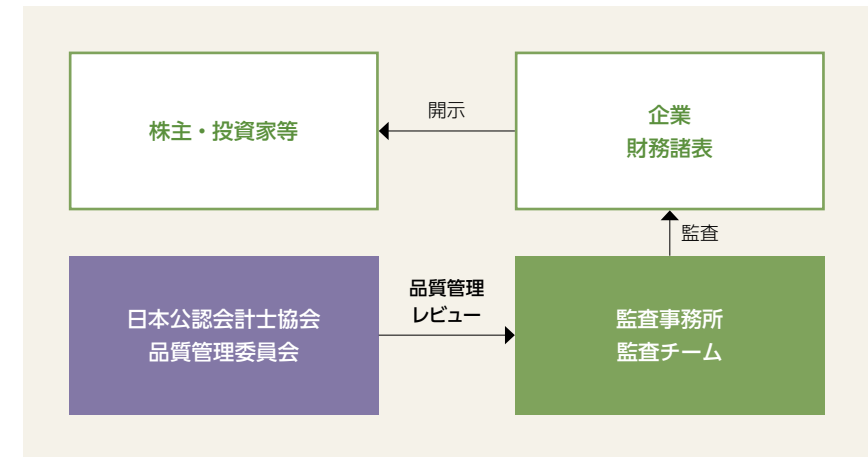
※1 算定方法 個人:人数ベース 監査法人:法人数ベース
 ※2 網紀審査会の議に基づいて実施した除名は0件。
 1年以上普通会費又は地域会費(64ページ「1 収益構造」参照)を滞納し、納付の指示を受けてなお滞納している準会員に対しては、理事会の議を経て懲戒処分を行うこととされており、これに基づき実施した除名の件数となります。

3 監査事務所の品質管理

1 品質管理レビュー制度

当協会は、公認会計士法の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的として、1999年度に品質管理レビュー制度を導入し、監査事務所(監査法人又は公認会計士)に対して品質管理レビューを実施しています。

品質管理レビューとは、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じて改善を勧告するとともに、適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為のことを指します。なお、品質管理レビューは、監査事務所が行う監査の品質の適切な水準の維持・向上を図るものであり、摘発・懲戒、監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。



品質管理レビューには、監査事務所全体の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を対象として実施する通常レビューと、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に限定して品質管理のシステムの整備及び運用の状況を適時に確認するために実施する特別レビューがあります。

品質管理委員会は、品質管理レビューを実施し、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

品質管理レビュー報告書等は、原則として第三者に開示することはできませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等において第三者に開示することができます。

また、少なくとも公認会計士法上の大会社等、会計監査人設置会社又は信用金庫等の監査の場合、監査人は、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要を監査役等に伝達することが求められています。

なお、2019年7月の会則変更において、実効性・透明性の向上の観点から品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度(次節参照)を見直し、2020年度の品質管理レビューから、新制度に基づき実施しています。

詳細は、品質管理レビューの制度の概要や2020年度の運用状況を取りまとめた「2020年度品質管理レビューの概要」等をご参照ください。



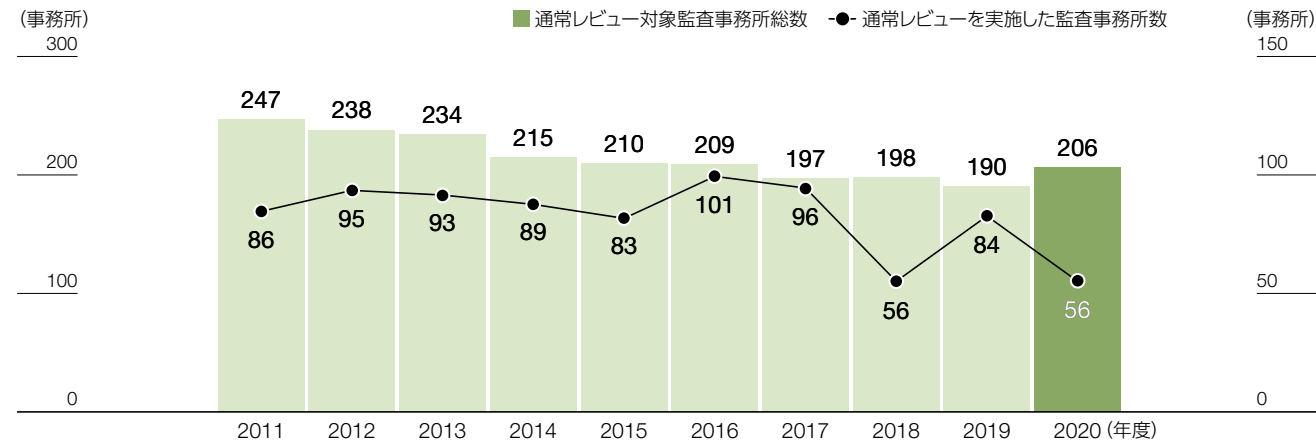
「2020年度品質管理レビューの概要」
<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>

自主規制の取組

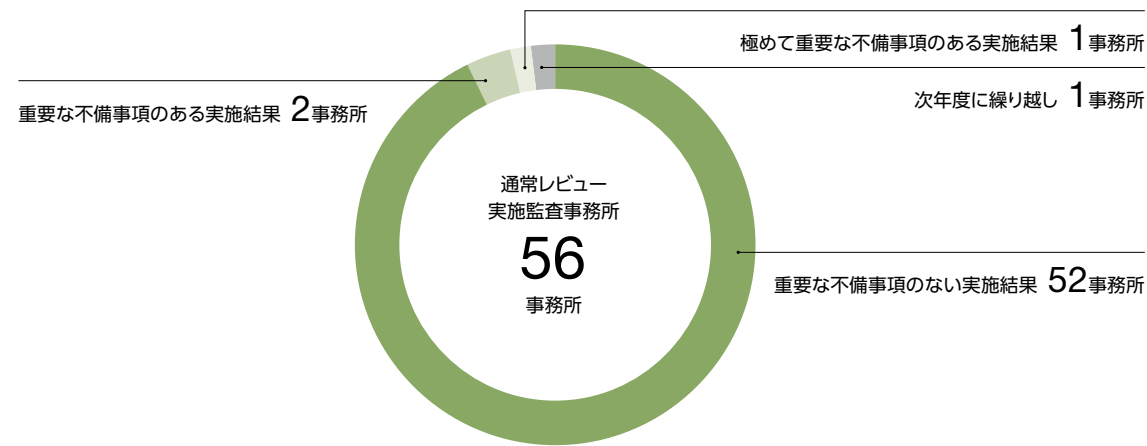
DATA

通常レビューを実施した監査事務所数の推移及び2020年度の通常レビューの実施結果は以下のとおりです。

通常レビュー対象監査事務所数の推移



2020年度 通常レビューの実施結果



通常レビューの実施結果の種類	内容
重要な不備事項のない実施結果	通常レビューを実施した結果、以下の①と②の両方が認められた場合に表明されます。 ①レビュー対象期間末日における監査事務所の定めた品質管理のシステムの整備の状況において、品質管理の基準に適合していない重要な不備事項は見受けられない。 ②レビュー対象期間における監査事務所の品質管理のシステムの運用の状況において、当該品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項は見受けられない。
重要な不備事項のある実施結果	通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明されます。
極めて重要な不備事項のある実施結果	通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明されます。

品質管理レビューの結果に基づく措置

品質管理レビューの結果に基づき、品質管理の質的水準が十分でない監査事務所に対して措置を決定します。措置の種類には、「注意」、「嚴重注意」、「監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部の辞退勧告」があります。

なお、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録された監査事務所(次節参照)に対して、品質管理レビューの結果に基づく措置として辞退勧告を決定したときは、上場会社監査事務所名簿等への登録の取消しについて併せて決定します。

公認会計士・監査審査会によるモニタリングとの関係

公認会計士・監査審査会は、公認会計士法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関です。公認会計士・監査審査会の主な業務内容は、公認会計士試験の実施、監査事務所に対する審査及び検査、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査及び審議です。

当協会は、公認会計士法に基づき、2004年度から公認会計士・監査審査会に対して品質管理レビューの状況報告を行い、また、公認会計士・監査審査会からモニタリングを受けています。

2 | 上場会社監査事務所登録制度

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所における監査の品質管理体制の更なる充実強化を図るため、2007年度に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。品質管理委員会内に上場会社監査事務所部会を設置し、上場会社監査事務所名簿、準登録事務所*名簿等を備え、品質管理レビューを通じて、これらの名簿への登録の可否や措置を決定するとともにウェブサイトに開示しています。

これらの名簿への登録を認めない決定や登録の取消しの決定等がなされた監査事務所は、当該決定に影響を及ぼす手続違反や重大な事実誤認等がある場合に、適正手続等審査会に審査申立てをすることができます。

なお、各金融商品取引所の有価証券上場規程等では、上場会社の監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所でなければならないとされています。

※将来上場会社の監査を行う意向がある監査事務所は、具体的な上場会社との監査契約の締結予定の有無に応じて、会則の定めに従い準登録事務所名簿への登録を申請し、それが認められた場合には準登録事務所名簿に登録されます。



「上場会社監査事務所名簿及び準登録事務所名簿」
<http://tms.jicpa.or.jp/offios/pub/>

上場会社監査事務所名簿等登録事務所数の内訳 (2021年3月31日現在) (事務所)

	2020年3月末	2021年3月末
上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所	118	127
準登録事務所名簿に登録されている監査事務所	18	13
合計	136	140

継続的専門研修制度

1 概要

公認会計士は、職業的専門家としての資質の維持・向上及び監査環境等の変化へ適応するために、継続的専門研修(CPE=Continuing Professional Education)の受講を義務付けられています。

CPE制度は、会員が行う自己研鑽を当協会が支援するという形で1998年から任意参加で開始され、2002年から当協会の自主規制として会員に対して義務化、2004年からは公認会計士法第28条によって研修単位の取得が法定義務化されました。

CPE制度は、主に職業倫理・専門的知識・専門的技術の向上に資するカリキュラムで構成されており、公認会計士は、必須研修を含む研修単位を3事業年度で120単位(120時間相当)以上取得しなければなりません。

CPE制度における必修研修の内容

- 職業倫理に関する研修
- 監査の品質及び不正リスク対応に関する研修(法定監査業務に従事する公認会計士)
- 税務に関する研修

なお、CPE義務不履行者に対しては、氏名等の公表・会員権の停止及び金融庁長官への行政処分請求等の懲戒・監査業務の辞退勧告等の措置を行うことがあります。

当協会ウェブサイトの「公認会計士等検索」において、個人別の研修履修結果(「義務達成」・「義務不履行」・「研修の免除」の別)について確認することができます。



「公認会計士等検索」
https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/ms.php

2 実施状況

CPEの単位取得に際しては、集合研修に参加、eラーニングを受講、指定記事を読みレポートを提出する等の方法があります。

2020年度において実施した集合研修の分野別状況は右のとおりです。

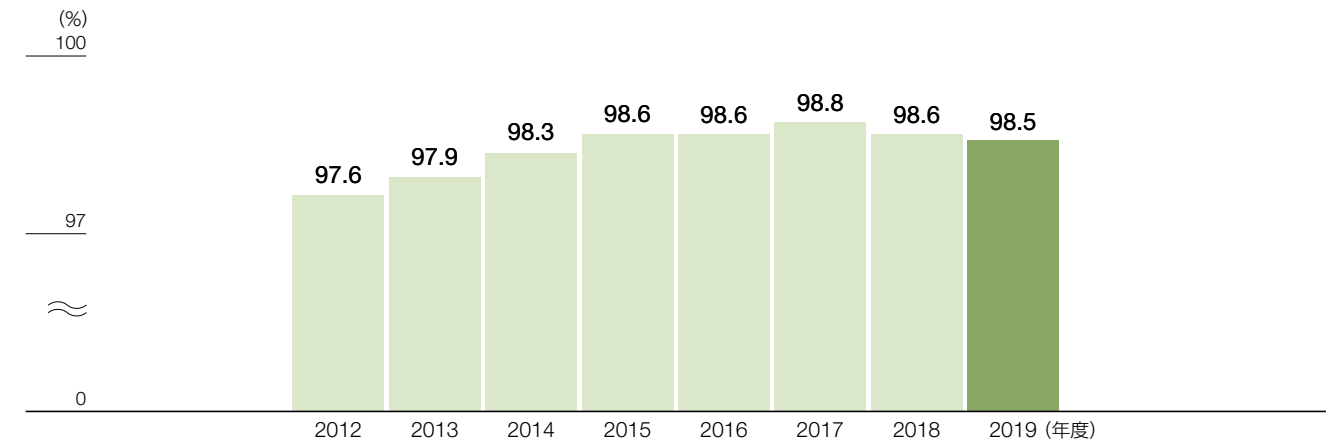
監査や倫理といった職業的専門家としての知識の研鑽に資する研修を実施しています。また、コロナ禍を踏まえ、eラーニングやリモート研修の充実・強化に努め、会員の研修機会を確保しています。

分野	実施回数
倫理等	184
会計	94
監査(不正事例研究を含む)	394
税務	249
コンサルティング	114
組織環境	81
スキル	51
合計	1,167

3 履修状況

公認会計士のCPE履修率の推移は以下のとおりであり、98%を超える公認会計士が受講義務を果たしています。

CPE履修率の推移



4 CPE制度の在り方検討プロジェクトチーム

会員に義務化されて約20年経ったCPE制度について、現状の制度上及び運営上の問題等を検討するため、2020年12月に「CPE制度の在り方検討プロジェクトチーム」を設置しました。

本プロジェクトチームでは、外部有識者にも参画いただきご助言を賜りながら、CPE制度全般について在るべき姿を検討し、報告書を取りまとめました。

報告書においては、現状の問題を解決するために、今後のCPE制度が目指すべき方向性について、「CPEの目的に関する啓発」「適切な履修管理のための制度上・運営上の整備」「効果的な研修の実施」「多様かつ魅力ある研修コンテンツの提供」「アウトプットアプローチの活用」といった観点で提言をしています。

また、プロジェクトチームでの検討の方向性を踏まえ、継続的専門研修制度協議会において、実効性を高めるための実務的な運営方法や制度変更が必要となる事項について検討を行っていきます。

5 研究大会

当協会は、公認会計士、外部有識者、実務家等の研究成果等を全国から参加した公認会計士の前で発表し、知識の吸収や資質の向上そして社会的発言の場とすることを目的として、1979年から研究大会を開催しています。

例年、地域会で研究大会を実施していますが、2020年度においては新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンラインにて実施しました。詳細は15ページをご参照ください。

公認会計士に対する信頼の確立

1 JICPAオンラインカンファレンス

1 開催趣旨・目的

人生100年時代を迎える我が国においては、国民の資産形成の手段であり、企業への成長資金を供給する機能を有する資本市場の重要性がますます高まっています。

規律正しく活発に機能する「品格ある活発な資本市場」の実現に向けて、公認会計士が社会から期待される役割を果たすために、公認会計士が自らの使命をあらためて心に刻み行動に表すきっかけとする場となり、また、資本市場関係者の方々と対話を通じて協働を促す機会となることを目的に、「品格ある活発な資本市場の形成への貢献」をテーマに掲げ、資本市場の様々なステークホルダーを基調講演者・パネリストに迎え、収録配信型オンラインイベント「JICPAオンラインカンファレンス」を開催しました。

当初は対面形式での開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策として2021年3月18日に事前に収録を行い、同年4月13日、17日にオンラインにて、一般の方々も対象に配信しました。

2 プログラム

基調講演



● **テーマ**
コロナ禍の経済社会を見据えたガバナンス改革及び会計監査の信頼性確保に向けた取組

● **登壇者**
 古澤 知之氏(金融庁企画市場局長)

● **内容**
 最初に、コロナ禍での円滑な企業決算・監査作業を進めるための取組として、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」における対応等についてお話をいただきました。次に、コーポレートガバナンス改革については、取締役会の機能発揮、企業の中核人材における多様性の確保、サ

ステナビリティに関する取組の進展、監査の信頼性向上に向けたガバナンス面での取組の4つのテーマについてご説明がありました。また、会計監査に対する信頼性の向上については、現行制度を「ハードロー(公認会計士法)」、「監査基準や品質管理基準」、「ソフトロー(監査法人のガバナンス・コード)」の「3層構造」として捉えることで全体感を持ちながら個々の施策の点検を進めている旨の説明をいただきました。最後に、国際人材の育成について、我が国の企業会計・会計監査の関係者の国際的活躍が益々進展しており、本カンファレンスが、それぞれの監査法人の品質向上に留まらず、資本市場全体の「公共の利益」をオープンでインクルーシブに議論する場となることで、多方面において国際人材を育て、その活躍の基礎としての役割を果たすことを期待している旨のご発言がありました。

パネルディスカッション①

● **テーマ**
品格ある活発な資本市場の構築に向けて～資本市場関係者が果たすべき役割と今後の展望～

● **登壇者**
パネリスト
 井上 俊剛氏(金融庁企画市場局参事官)
 片倉 正美氏(EY新日本有限責任監査法人理事長)
 清田 瞭氏(株式会社日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループCEO)
 林田 英治氏(JFEホールディングス株式会社特別顧問)
 宮園 雅敬氏(年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)理事長)

● **モデレーター**
 手塚 正彦氏(日本公認会計士協会会長)

● **内容**
 資本市場が目指すべき方向性及び求められる機能について、また、コーポレートガバナンス・コードの改訂内容の評価と、今後どのようなコードとしていくべきかについて、さらに、企業開示の分野においてもマルチステークホルダー主義の考えや非財務情報の開示拡充の動きを企業価値向上につなげるために、資本市場関係者としてそれぞれの立場から日本における課題を挙げ、各業界における取組や課題について議論しました。そして最後に、品格ある活発な資本市場を構築するに当たって、企業の会計不正を防ぐためにどのような取組をしているか、又は今後どのような取組をすべきであるかについて議論し、その上で、現在の公認会計士や監査法人に求められる役割及び今後期待される役割についても伺いし、監査を通じて説明責任を果たすことにより資本市場への信頼と安心を提供する機能は非常に重要である旨のお話がありました。



パネルディスカッション②

● **テーマ**
会計プロフェッションの人財育成とあるべき資質～公認会計士に求められるもの～

● **登壇者**
パネリスト
 井野 貴章氏(PwCあらた有限責任監査法人代表執行役)
 小林 麻理氏(早稲田大学大学院政治学研究科教授)
 櫻井 久勝氏(公認会計士・監査審査会会長)
 増 一行氏(三菱商事株式会社代表取締役 常務執行役員 CFO)
モデレーター
 柳澤 義一氏(日本公認会計士協会副会長)

● **内容**
 経済のグローバル化・デジタルテクノロジーの急激な進展により、我々の取り巻く経済環境は大きく変わる中で、現在の資本市場において求められる公認会計士の資質は何か、また、公認会計士は、監査法人だけでなく、一般企業や投資会社、さらには基準設定主体等様々な分野で活動している中で、これからの公認会計士に今後求められる資質とは何か、そして、監査の品質向上のためには、知識や技能だけでなく高度な職業倫理を保持することが公認会計士にとって今後ますます重要になる中で、高度な職業倫理を保持し続けるためには、どのような方策が有効かについて議論しました。



公認会計士に対する信頼の確立

2 監査・会計分野の取組

公認会計士監査は重要な資本市場のインフラであり、ステークホルダーからの期待に応え、監査の信頼性の維持・向上を図るため、関係省庁・関係団体等とも連携し、様々な取組を実施しています。また、新たに適用される会計基準への理解を深め円滑な導入に資するため、適時に情報提供を行っています。

1 「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters:KAM)の導入に向けた取組

2018年7月5日付けで企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書」により、「監査上の主要な検討事項」(Key Audit Matters:KAM)が、我が国の監査実務に導入されました。これにより、従来の標準文言を中心とした監査報告書から、個々の会社の固有の情報が記載された監査報告書に大きく転換されていきます。

監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、当年度の財務諸表監査において、特に重要であると判断した事項をKAMとして監査報告書に記載しますが、これによって監査人が実施した財務諸表監査の透明性が向上し、監査報告書の情報価値が高まることが期待されています。また、KAMに関連して、監査役等とのコミュニケーションや経営者とのディスカッションが更に充実することを通じて、企業のコーポレートガバナンスの強化や効果的な監査の実施が想定されています。

これまで当協会は、KAMの適用に向けた会長声明、関連する監査基準委員会報告書及び「監査報告書に係るQ&A」の公表及び改訂、「KAM適用に向けてのレター」の公表、「資本市場関係者との対話シンポジウム」の開催等を通して、KAMの導入に向けた周知や取組等を行ってきました。

また、2021年3月期の上場企業等の金融商品取引法監査におけるKAMの原則適用に先立ち、2020年3月期の監査から、KAMの早期適用が始まっています。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、早期適用企業は48社に留まるとともに、特定の業種に偏りがある等の傾向が見受けられましたが、KAMの原則適用に向けた実務において参考になる事例が多く見受けられました。そのため、当協会では、原則適用年度における円滑なKAM導入の実務に資するため、KAMの早期適用事例の分析や関係者へのアンケート等の結果を『「監査上の主要な検討事項」の早期適用事例分析レポート』として公表するとともに、「KAMの適用事例セミナー」を開催し、講義内容の一部を当協会ウェブサイトにて公開する等、会員のみならず、監査役等や投資家等の資本市場関係者にも広く周知すべく、様々な活動を積極的に行っています。


新型コロナウイルス感染症の影響等による厳しい経済環境の下、公共の利益に資する観点から、資本市場に対して有用な情報を提供することの重要性は高まっています。KAMは、企業のコーポレートガバナンスや開示制度の取組等と連携し、企業のリスクマネジメントの強化にも資するものであることから、当協会は、KAMの円滑な導入と浸透に向けて、引き続き必要な取組等を行っていきます。

2 倫理及び監査に関する基準設定の取組

倫理・監査に係る国際的な基準設定においては、公認会計士の意見に偏った基準設定が行われているのではないかと等といった批判を背景に、倫理・監査に係る基準設定主体のガバナンス改革が行われています。

これを契機として、当協会では、倫理規則、監査基準委員会報告書等に関する基準設定プロセスを改善するため、倫理委員会及び監査基準委員会有識者懇談会の議事要旨を公表することとしました。

なお、2021年内に倫理委員会有識者懇談会を設置する予定です。



基準設定の取組(倫理・監査)
<https://jicpa.or.jp/about/activity/yuushikisyu/>

3 収益認識に関する会計基準・適用指針の適用への取組

2018年3月に我が国における収益認識に関する包括的な会計基準として企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下併せて「収益基準」)が企業会計基準委員会(以下「ASBJ」)から公表され、2021年4月1日以後開始する事業年度から強制適用となります。

収益基準はIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の定めを基本的に全て取り入れたため、IFRS第15号の考え方を十分に理解した上で、企業の通常の営業取引の内容を会計基準に当てはめて検討することが必要となります。収益基準の適用は、会員の業務に重要な影響を与えることから、当協会では基準開発への貢献に加えて、会員への収益基準の周知を目的とした取組も実施しました。

1. 基準開発への貢献

ASBJが2015年にIFRS第15号を踏まえた我が国における収益認識の会計基準の開発に向けた検討を開始して以降、収益認識専門委員会への専門委員の派遣、適用上の論点の報告や公開草案への意見等を通じて、高品質な会計基準の開発に貢献してきました。

2018年3月の収益基準の公表以後も、収益基準の実務への適用を踏まえ、より適切な会計基準が開発されるよう、継続して取り組んでいます。

2. 研修の実施

会員への収益基準の周知を目的に、2020年8月の夏季全国研修会で「改正企業会計基準第29号『収益認識に関する会計基準』等の概要及び適用に当たっての留意事項について」として、講師に会計制度委員会の波多野伸治収益認識課題検討専門委員会専門委員長と川西昌博収益認識対応専門委員会専門委員長を迎え、会計処理に関する一般的な論点と表示や注記事項の概要と留意事項の解説を行いました。

3. 「Q&A 収益認識の基本論点」の公表

収益基準の円滑な導入を支援することを目的に、2020年7月から10月にかけて、収益基準の適用においてポイントとなる16の基礎的な論点を図表や設例を交えて解説した「Q&A 収益認識の基本論点」を公表しました。

また、2021年3月31日には「Q&A 収益認識の基本論点」の続編として、業種別の切り口でポイントを絞って解説した「Q&A 収益認識の基本論点(追捕版)」を公表しました。

いずれも特定の論点や業種のみを閲覧することができ、また、収益基準の十分な周知ができるよう、会員のみならず、一般の方にも利用いただける形式で公表しました。

4. 研究報告の公表

収益基準の適用により、工事契約会計基準及び工事契約適用指針が廃止されることに伴い、工事契約会計基準及び工事契約適用指針の適用が多い建設業及び受注制作のソフトウェア業について、収益基準を適用した場合の企業の財務諸表の監査において留意すべき事項等を整理し、研究報告を取りまとめ公表しました。



社会からのニーズの充足

1 株式新規上場 (IPO) を取り巻く環境への対応

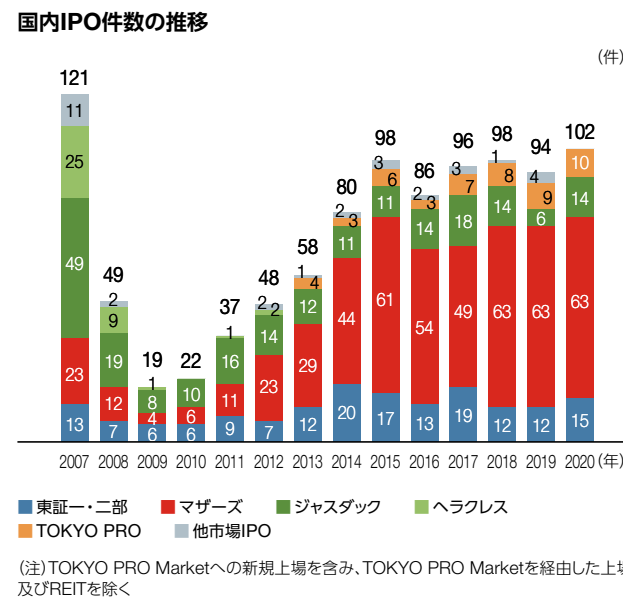
1 概要

2020年のIPOの社数は、102社(TOKYO RRO Market10社を含む。)となり、100社を超えるのは2007年以来13年ぶりとなっています。コロナ禍においても前年の2019年を上回る数値となっており、企業のIPO意欲が旺盛であることが伺えます。

企業がIPOを目指す上で、また、企業が上場後も健全に成長するためには、説明責任は不可欠であり、その情報の信頼性を担保するために当然のことながら会計監査もまた不可欠です。一方で、近年、企業と監査法人との監査に対する認識ギャップ(次ページQ2参照)等により、監査契約がスムーズに締結できなくなっている等の問題が指摘されています。

こうしたミスマッチが、新規成長企業のIPO阻害要因にならないよう、企業の成長プロセスの中で適切に監査が受けられる環境整備を行う必要性から、2019年12月に「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」(事務局:金融庁)が設置され、監査法人をはじめ資本市場の関係者からIPOを目指す企業の経営者等で課題認識を共有し、それぞれの取組について検討が行われました。

これを踏まえて、当協会では、取組実現のためのアクションプランを策定し、2020年7月に新設した横断的なプロジェクトチーム「IPO監査連絡協議会」にて、施策の具体化の検討を行うこととしました。



2 日本公認会計士協会のIPO施策 ※各施策の詳細については、次ページインタビュー参照

- ①IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿
- ②IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所リスト
- ③大手・準大手監査法人が蓄積した専門的知見やノウハウの共有、窓口強化
- ④「新規上場のための事前準備ガイドブック」の改訂と周知
- ⑤IPOを目指す企業で活躍する組織内会計士・社外役員会計士の活用

3 IPO会計監査フォーラム

当協会は、2020年11月30日に「ALL 公認会計士でのぞむスタートアップ企業支援」をテーマに「IPO会計監査フォーラム」をオンラインにて開催し、公認会計士やIPO市場関係者(ベンチャー企業、証券会社、ベンチャーキャピタル、証券取引所等)の約700名が参加しました。

冒頭に当協会の手塚会長のあいさつの後、第1部として、金融庁 西山香織開示業務室長が「株式新規上場(IPO)に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会」報告書について講演を行い、その後のパネルディスカッションのセッションでは、小倉副会長がモデレーターとなり、市場関係者から野村證券株式会社 倉本敬治公開引受部長、日本ベンチャーキャピタル協会 中野慎三会長、株式会社東京証券取引所 横田雅之上場推進部長が登壇し、「IPOの現状と成長に向けての提言」をテーマに意見交換を行いました。

第2部では、柳澤副会長による当協会のIPO施策の紹介、続いて、地域会の取組として東京会の三浦太IPO関連業務支援PT構成員長によるIPO支援策を紹介。そして最後に、南常務理事(中小事務所支援担当)がモデレーターを行い大手・準大手・中小監査事務所からパネリストを迎え、監査法人のIPO支援の取組について、パネルディスカッションを行いました。



市場関係者によるパネルディスカッション

〈担当役員インタビュー〉



日本公認会計士協会
副会長
柳澤 義一
Giichi Yanagisawa

Q1 IPO関係者から寄せられる公認会計士への期待について、どのようにお考えですか。

これからの日本の経済成長を実現するためには、斬新なアイデア、技術、それに基づく製品やサービスを提供するベンチャー企業を育成していくことが必須です。そしてIPOは、そういったベンチャー企業が多額の資金を調達し一気に成長を遂げるためにはとても有効な方法です。

我々公認会計士は、IPOを目指す企業に対して、監査人として財務情報の信頼性を担保することだけではなく、監査を通じて内部統制、コーポレートガバナンス等の社内体制の構築支援を通じてサポートしています。

また監査人という立場だけでなく、ベンチャー企業の税務顧問やIPOコンサル業務においては、各地の独立開業会計士が活躍しておりますし、最近では、CFO、上場準備室長としてベンチャー企業に勤務して会社の成長に貢献する公認会計士も増えています。また、監査役、社外取締役には多くの公認会計士が就任しており、近年では女性の公認会計士が選任されるケースも増えており、公認会計士への期待はますます高まっていると実感しています。

Q2 IPOを目指す企業の監査契約がスムーズに締結できなくなっている等の問題が指摘されていますが、どのようにお考えですか。

現行の監査基準においては、監査を受嘱するためには監査を受ける企業側において内部統制の整備等監査を受けるに当たっては下記に上げるような体制が一定程度整備されていることが前提となります。一方、監査を希望する企業の中には、体制が不十分でも監査を受けることは可能と考え、

むしろ監査を通じてそれらを改善していくことを期待されている場合があり、監査の受嘱に関する認識の違い(ギャップ)が見られます。事前に監査人と企業とで十分なコミュニケーションを取り、これらの認識ギャップをしっかりと解消しておくことが結果として早期のIPO実現につながります。

「株式新規上場のための事前準備ガイドブック」より抜粋

会計監査を受けるためには、少なくとも以下の項目を課題として認識し、対処していく必要があります。

- ～中略～
- 収益基盤やビジネスモデルの確立
- 監査法人やアドバイザー、主幹事証券会社の選定と相談
- ショートレビューの実施と、そこで抽出された課題の整理・解決
- 会社法の定めとコーポレートガバナンス・コードを意識したガバナンス体制の整備

- 人材の確保(CFO・経理/財務、内部監査等の管理部門の充実)
- 計画的経営の実施(中期経営計画(事業計画)と単年度予算の策定・月次決算と予算分析による業績管理)
- 社内規程・職務分掌・稟議決裁ルールの整備
- 情報システム基盤も含めた内部管理体制の整備
- ビジネスモデルや会社の実態に応じた会計処理の整備
- 非財務情報を含めたディスクロージャー体制の整備
- 関係会社の組織再編・整理

社会からのニーズの充足

Q3 日本公認会計士協会としてIPO支援に関してどのような取組を進めていますか。

前述のとおり、上場準備の段階でのアドバイザーで活躍する独立開業会計士や、財務諸表監査に携わる監査法人、そして、企業内で活躍する組織内会計士等、公認会計士のIPO関連業務は多岐にわたります。

そこで、当協会では、公認会計士による新規上場(IPO)支援「ALL公認会計士でのぞむスタートアップ企業支援」をテーマに掲げ、ベンチャー企業のそれぞれの成長ステージに応じた支援策を整備しました。

1 IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿

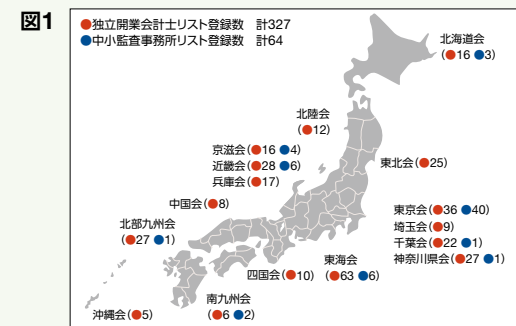
スタートアップ企業の多くは組織としてはまだまだ未熟であり、特に管理部門、すなわち管理体制を整える人材が必ずしも十分ではない場合があります。そういったベンチャー企業に対して多くの企業に関与してきている公認会計士は、その知見を使って企業の経営者とともに走るエスコートランナーとしてIPOに向けて企業の持つ課題の解決のための指導をし、管理体制の構築のサポートを行います。

と言っても、簡単にそういうことをしてくれる公認会計士を探すのは大変です。当協会としては、企業の経営者の方がそれぞれの地域でそういった公認会計士を探しやすいするために「IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿」を整備し、ウェブサイトに公表しました。全国でIPO支援に積極的な約330名(図1)の公認会計士が掲載されています。リスト

は地域会ごとに分かれており、キャリアや意気込み等も紹介されていますので、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。



IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿
<https://jicpa.or.jp/business/ipokansa/individual.html>



2 IPO監査の新たな担い手となる中小監査事務所リスト

上場直前期のIPO監査の規模別の内訳は、大手監査法人が約8割のシェアとなっており、準大手監査法人を加えると9割を超えるシェアとなります。IPOを目指す企業が増加傾向にある中、企業と監査法人との間で監査に対する認識ギャップ等により、大手・準大手だけではリソースが十分でなく、必要な監査が受けにくくなっているとの声があることから、IPOを目指す企業の監査の新たな担い手として中小監査事務所に期待が寄せられています。

現在、資本市場には約3,800社の上場企業がありますが、実は、準大手監査法人と中小監査事務所合計で1,200社以上、そのうち中小監査事務所が700社近くの上場会社の監査をしています。監査業務は、大手・準大手・中小監査事務所いずれにおいても同じ監査基準に基づき、一定以上の監査の品質を維持しています。中小監査事務所だからといって監査の品質が落ちるということはありませんし、そもそもIPO特有のIPO監査基準というものはありませんから、上場

会社の監査を担っている監査事務所であれば、その規模に関係なく、IPOを目指す企業の監査は十分に担えるのです。

当協会が作成管理している上場会社監査事務所の名簿に記載されている中小監査事務所は、品質管理レビューを通じて品質管理体制が確認されており、企業の業種に合わせて、得意なノウハウや人的ネットワークを持つ事務所もあります。

そこで、今回、上場会社監査事務所の名簿に記載されている中小監査事務所の中から、IPO監査に意欲を示す中小監査事務所を、「IPOを目指す企業の監査の担い手となる中小監査事務所リスト」として公表し、企業や証券会社が活用できるようにしました。



IPOを目指す企業の監査の担い手となる中小監査事務所リスト
<https://jicpa.or.jp/business/ipokansa/list.html>

3 大手監査法人・準大手監査法人のノウハウ共有

もちろん大手・準大手監査法人がそのキャパシティからして監査に対して主要な担い手であることは間違いなく、IPOといっても数十億円の資金を調達するような比較的規模の大きなIPOや多くの海外拠点を持つような企業もあり、そのようなIPOは大手・準大手監査法人が担うことになります。よって、大手・準大手監査法人では、IPOを目指す企業の監

査に対しても、必要なリソースを適切に確保・配分すること、専門的知見やノウハウの蓄積・集約とその効果的な発揮すること、そのための組織体制・人員配置のあり方の見直しに努めております。

当協会のウェブサイトでは、大手・準大手監査法人IPO担当窓口を掲載しております。



大手監査法人・準大手監査法人の取組
<https://jicpa.or.jp/business/ipokansa/auditingfirm.html>

また、大手・準大手監査法人では、IPOを目指す企業の監査に関する数多くの実績から蓄積した専門的知見やノウハウについて、監査法人内はもとより他の公認会計士とも可能な限り共有を図るため、当協会では、大手・準大手監査法人で優れた知見を有する公認会計士を講師とした研修会を計画的に開催し、IPOを目指す企業の監査の担い手の裾野を広げる取組を継続的に進めております。

4 株式新規上場(IPO)のための事前準備ガイドブック

上場準備に当たっては、会計監査を受けることが前提となりますが、実は、上場に当たっての会計基準とはどういうものなのか、会計監査とはどういうことなのかについて十分に理解されていないケースも多々あります。本ガイドブックは、それらの理解を促すために決算体制を中心としたIPOのための基本的な課題の整理・解決に焦点を当て、会計監査を受ける前に準備しておきたいポイントを整理しました。IPOまでの標準的スケジュール、確認ポイント、監査法人・アドバイザーの早期の契約や、監査契約の締結についても記

載しています。当協会のウェブサイトからダウンロードできますので、証券会社や関与している企業の経営者の方にもご覧いただき、IPOに向けて監査を受ける体制とは、整備すべき会計基準とはどういうものかを理解していただきたいと思います。



「株式新規上場(IPO)のための事前準備ガイドブック～会計監査を受ける前に準備しておきたいポイント」
<https://jicpa.or.jp/business/ipokansa/guidebook.html>

5 社外役員候補者紹介システム

上場会社は、上場規程により独立役員、すなわち経営陣から独立した社外取締役または社外監査役を1名以上確保しなければなりません。東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードでは上場会社は2名以上の独立社外取締役が求められており、会社法においては大会社の監査役に対して社外監査役が半数以上になることを求めています。このようにIPOを目指す企業にとって、社外役員を確保することは避けて通れないことであり、企業の成長のためにもとても大切なことです。公認会計士が社外役員に就任することは、その企業のガバナンスの向上はもちろんのこと、様々な面でお役に立つと思います。また、公認会計士の監査対応において監査に対する認識ギャップの解消にも有用でしょう。

実際、約半数以上の上場企業において、公認会計士の方が社外役員に就任しています。

一方で、公認会計士との付き合いもあまりないベンチャー企業等にとって社外役員を探したい企業がどのようにアプローチしたらよいかかわからないという声があったことから、企業と社外役員候補者となる公認会計士のマッチングシステムを立ち上げました。

ぜひ活用していただきたいと思います。



社外役員候補公認会計士紹介制度について
<https://jicpa.or.jp/business/independent-directors/>

Q4 今後の取組についてお聞かせください。

IPOの主役は何といっても企業のビジネスモデル、その成長ですから、監査という面においては今までややもすると受け身的でした。しかし、これからは、企業、そして資本市場の成長のためにも当協会のIPO支援策を市場関係者の皆さまに積極的にPRし、いかに活用いただけるかが重要と考えております。IPO支援策を紹介する分かりやすいパンフレットを作成しましたので、是非ご覧ください。

また、当協会の会員に対してもより積極的にIPOに関与してもらうため、東京会(地域会)で開催しているIPOスキルアップ講座や、大手監査法人の協力によるシリーズ研修会の開催等、IPO支援に係る公認会計士の資質向上のための研修の充実についても、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

今回オンラインで開催したIPO会計監査フォーラムについては、定期的に開催していくつもりですし、独立開業の公認会計士や中小監査事務所等の関与状況も継続的にウォッチングしていく予定です。また、IPOにおいて主幹事を引き受けるような各証券会社に対しては直接向いて当協会の取組を説明したいと思っています。さらには、証券会社をはじめとする資本市場の関係者とIPOに携わる会計士との対話の場を設けたいと考えております。



社会からのニーズの充足

2 税制改正に関する要望・提言

1 税制改正意見・要望書

当協会では、主として現行税制の問題等に関する意見・要望を取り上げる「税制改正意見・要望書」を作成・公表しています。2020年は、我が国の税制の構造的問題に関する、以下の「政策的要望」5分野9項目とともに、税制の個別規定に関する「個別的要望」72項目、合計81項目の意見・要望を行いました。

政策的要望	
<p>①【法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計算の目的に配慮しつつ、企業会計の基準を尊重した法人税法の改正を行うこと ●税務コンプライアンスが整備されている上場企業等においては、債務確定主義の緩和及び損金経理要件を含む企業の意思確認方法を柔軟に許容すること 	<p>③【ベンチャー投資に関する優遇税制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベンチャー投資を促すため、優遇税制の一層の充実
<p>②【事業承継支援税制について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業承継税制の特例要件を適用状況に応じて見直すこと 	<p>④【消費税の軽減税率制度及びインボイス制度について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな益税の発生防止 ●事業者において混乱のない導入可能なインボイス制度設計 ●適格請求書類似書類であることが判明した場合の宥恕規程を設けること
	<p>⑤【納税環境整備等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●税務手続において使用されている番号の整理・統合 ●税制改正における十分な議論、改正趣旨の周知

2 税制の在り方に関する提言

「税制改正意見・要望書」に加え、2016年からは、変化する社会情勢からその問題点を見だし、政策手段の1つとして、中期的に税制はどうあるべきかという観点で「提言」を作成・公表しています。

2020年は以下の3分野7項目について提言を行いました。

I 企業の国際競争力、日本の立地競争力の強化	II 経済社会構造の変化、少子高齢化等の課題への対応	III 世代間の資産偏在の是正
<p>1. デジタル経済に対して実効性に即した税制を構築すること</p> <p>2. 起業家を多数輩出するための教育資金に関する新たな税制の導入及びスタートアップ企業の成長を促す税制を構築すること</p>	<p>1. 働き方の多様化に応じて誰でも容易に確定申告が可能な環境を整備すること</p> <p>2. 働き方の変化やライフコースの多様化に対応した所得計算方法を検討すること</p> <p>3. 少子化対策や女性の社会進出の手掛かりとして世帯単位課税の導入を検討すること</p>	<p>1. 若年世代への円滑な資産承継のため相続税、贈与税の税負担を見直すこと</p> <p>2. 公的年金の課税の在り方にストックの側面を加味すること</p>

(注) 上記と同時公表した「緊急事態解除宣言後の復興税制に関する要望—税制改正意見・要望書 別冊一」については、14ページ参照

3 公共調達の在り方に関する提言

新型コロナウイルス感染症対策では感染拡大防止策と医療提供体制の整備等だけでなく雇用の維持と事業の継続等の様々な緊急経済対策が実施されました。中小企業庁が実施した、事業継続に困っている中小・小規模事業者等に対する持続化給付金の支給もその1つです。

しかしながら、持続化給付金事務事業(以下「持続化給付金事業」という。)の執行に当たっては、事業執行の不透明性・効率性等に対する社会的な懸念が生じ、中小企業庁は中間検査を実施し、また、経済産業省では経済産業省予算の執行に関して契約や補助金等の執行手続等の在り方を検討するために「調達等の在り方に関する検討会」を設置し、2021年1月に報告書を公表しました。

当協会では、持続化給付金事業に対する事業執行の不透明性・効率性等に対する社会的な懸念は、緊急・複雑・大規模という事業の特殊性はあるものの、公共調達の在り方全般に対するものであると捉え、持続化給付金事業の中間検査に助言する第三者専門家を当協会から推薦し、また、当該専門家をサポートし、公共調達の在り方全般についても検討を行うため、プロジェクトチームを設置し、2021年3月25日に報告書を公表しました。

報告書では、持続化給付金事業の中間検査と「調達等の在り方に関する検討会」の検討結果を検討し、背景にある根本原因や派生する課題を抽出した上で、根本原因や課題を、公共調達方法の課題と公共調達のガバナンスの課題に分け、それぞれ詳細に検討し、方向性を示しています。加えて、最後に、それぞれの方向性を基に公共調達制度に関する提言を行っており、本報告が、国や地方公共団体の監査業務等公共調達に関するガバナンスに携わる会員の一助になるとともに、公共調達方法やガバナンスの実務及び制度の見直しに関する議論に寄与することを期待しています。



公共調達の在り方に関するプロジェクトチームからの報告
 「公共調達の課題と方向性～VFMの重視による公共調達の効率化と日本版ゲートウェイレビューの導入に向けて～」の公表について
https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210407efa.html

【報告書概要】	
I 持続化給付金事業の概要と課題	IV 公共調達のガバナンスに関する論点整理
II 公共調達に関する制度概要	V 公共調達制度に対する提言
III 公共調達方法に関する論点整理	

人財の確保と育成

1

社外役員・組織内会計士及び公会計業務に従事する公認会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質の維持・向上及び活動支援

経済活動の高度化、複雑化、国際化が進むに従い、企業等で活躍する公認会計士社外役員や組織内会計士は年々増加しており、上場会社の約60%に当たる2,269社に、延べ2,092名の公認会計士が社外取締役・社外監査役として就任しています(2019年4月～2020年3月の決算会社を有価証券報告書を基に内部調べ)。当協会においては、活動領域の拡充及び人材の流動化の促進を目的として、それぞれネットワークを設け、社外役員・組織内会計士等として知見を発揮する公認会計士の資質維持・向上のため、ネットワークの登録者を対象とした研修会等を行っています。

2020年8月からは、社外役員に公認会計士の登用を検討している企業と社外役員への就任を希望する公認会計士をつなぐ「社外役員候補者紹介システム」の運用を開始しました。

また、社会保障費の増大や公共施設・インフラ資産の老朽化等、難題に直面する国・地方公共団体の現場において、公認会計士が現場の当事者として活躍するケースが増えており、公会計業務に従事する会員、地方議会議員、地方公共団体職員、中央省庁職員を対象としたセミナーを実施しました。

Column

公会計協議会主催セミナー「行政・議会で活躍する公認会計士」

- 開催日:2021年1月21日(木)
- 形式:オンライン研修会
- 登壇者
パネリスト
園田 雅宏氏(財務省主計局法規課公会計室長/公認会計士)
竹谷 とし子氏(参議院議員/公認会計士)
森智 広氏(四日市市長/公認会計士)
吉田 みきと氏(前・いわき市議会議員/公認会計士)
コーディネーター
川口 雅也氏(日本公認会計士協会 公会計担当研究員/公認会計士)



- 内容:「行政・議会で活躍する公認会計士」をテーマに、国及び地方公共団体の議会・行政機関に所属して活躍している公認会計士をパネリストに招き、これまでに各パネリストが行った業務の紹介や、どのような場面で、公的部門において公認会計士が資格を生かして活躍することができるかについて、ディスカッションを行いました。

2

国際的に意見発信を担える人材の育成・輩出、活躍の場の提供・支援

当協会では、会計・監査等を中心に、様々な国際機関で行われる議論に対して意見発信を行っています。例えば、国際会計士連盟(IFAC)では、監査・保証、倫理、公会計、教育の4つの分野について、それぞれ独立した基準設定審議会を設けており、会計職業専門家に関わる国際基準の設定、会計職業専門家の資格や業務の品質の維持向上を図るための各種提言等の発信を通じて会計職業専門家の声をグローバルに代弁する活動等を行っており、日本からもメンバーが参加しています。

主な国際機関における日本人の就任状況 (2021年3月31日現在)

組織名等	肩書	名前
〈IFAC理事会及び審議会〉		
指名委員会 (Nominating Committee)	メンバー	関根 愛子
理事会 (Board)	メンバー	観 恒平
	テクニカルアドバイザー	佐藤 久史
国際監査・保証基準審議会 (IAASB)	メンバー	甲斐 幸子
	テクニカルアドバイザー	吉村 航平
国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)	メンバー	福川 裕徳*
	テクニカルアドバイザー	山田 雅弘
国際公会計基準審議会 (IPSASB)	メンバー	小林 麻理*
	テクニカルアドバイザー	落谷 竹生
国際会計教育パネル (IPAE)	メンバー	川村 義則
	テクニカルアドバイザー	樋口 尚文
中小事務所アドバイザーグループ (SMP AG)	メンバー	樋口 尚文
	テクニカルアドバイザー	岡田 博憲
企業内職業会計士アドバイザーグループ (PAIB AG)	メンバー	脇 一郎
	テクニカルアドバイザー	
〈国際統合報告評議会 (IIRC)〉		
カウンシル会議	メンバー	手塚 正彦
フレームワーク・パネル	メンバー	森 洋一

組織名等	肩書	名前
〈アジア・太平洋会計士連盟 (CAPA)〉		
理事会 (Board)	メンバー	宮原 さつき
	テクニカルアドバイザー	本多 守
加盟団体発展支援委員会 (MDC)	メンバー	本多 守
〈アセアン会計士連盟 (AFA)〉		
	アソシエイトメンバー	佐藤 久史
	アソシエイトメンバー	新井 達哉
〈グローバル・アカウンティング・アライアンス (GAA)〉		
理事会 (Board)	メンバー	佐藤 久史
	テクニカルアドバイザー	新井 達哉
エデュケーション・ディレクターズ・ワーキング・グループ		後藤 紳太郎
タックス・ディレクターズ・ワーキング・グループ		赤塚 孝江
〈持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD)〉		
保証ワーキンググループ (Assurance Working Group)	メンバー	新名谷 寛昌

※は会員外

このような国際組織において、将来日本の代表として活躍できるような国際的な知見と経験を備えた人材の育成に取り組んでおり、その活動の一環として、基金を設立し、会員の留学支援等を行っています。

また、グローバル人材の裾野を広げるため、ウェブサイト (Vision for the future.) における国際分野で活躍する公認会計士へのインタビュー記事の掲載やセミナー開催等を通じて、グローバルに活躍することの魅力等を継続的に発信しています。

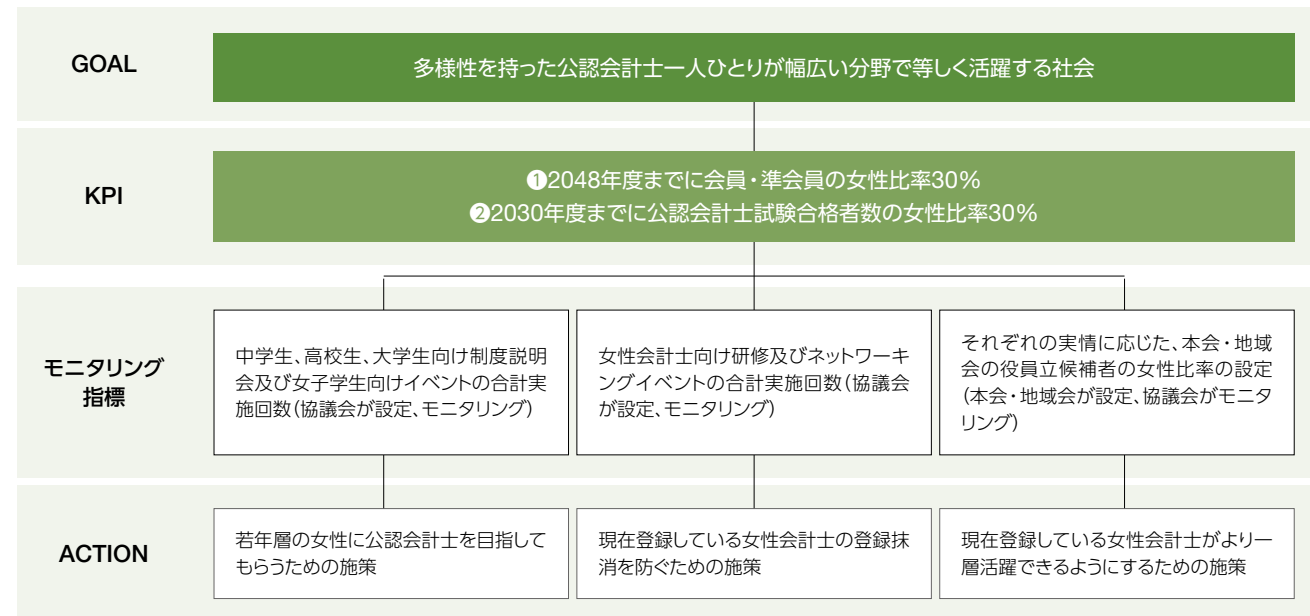


Vision for the future.
https://jicpa.or.jp/vision_future/

人財の確保と育成

3 女性公認会計士としての活躍支援等を通じた公認会計士の魅力向上

多様性を持った社会をつくることは公認会計士業界においても目指すべき方向性であり、当協会では公認会計士一人ひとりが幅広い分野で等しく活躍している社会の実現を目指すに当たり、女性会計士活躍の更なる促進のために、会員・準会員及び公認会計士試験合格者の女性比率に関するKPIを設定し、目標達成のための施策を検討・実施しています。



会員・準会員の女性比率の推移

	女性比率
2018年12月現在	14.9%
2019年12月現在	15.1%
2020年12月現在	15.5%

公認会計士試験合格者の女性比率の推移

	女性比率
2018年公認会計士試験	20.4%
2019年公認会計士試験	23.6%
2020年公認会計士試験	24.6%

公認会計士の魅力向上に関する施策として、女子学生向けイベントを開催しています。

Column

女子学生向けイベント「探している女性たちへ～the Right Choice Day～」

- 開催日:2021年3月6日(土)
- 形式:オンラインイベント
- 内容:コロナの影響も踏まえ、日常や将来に対して様々な不安や悩みを感じている学生たちの悩み事に答える会として本イベントを開催しました。ファシリテーター・モデレーターを梅木典子理事、司会を竹内香苗さんが務め、ゲストには、様々なジャンルでプロとして活躍されている、タレントでモデルの優木まおみさん、スタイリストの岩崎聡美さん、ホリプロ宣伝部の下尾苑佳さん、公認会計士でwills株式会社取締役の與世田温子さんの4名をお招きしました。学生から現在の悩みや不安について事前に募集し、様々な角度から悩み事に答えました。また、ゲストにこれまでのキャリアをお話しいただく中で、学生の皆さんのこれからのキャリアや将来について考えていただく機会となりました。オンラインでの開催でしたが、チャットで寄せられたコメントにもお答えする等、活発な意見交換が行われました。



広報活動

1 公認会計士への理解促進のための情報発信

1 記者会見の実施

当協会では、記者会見を定期的に開催し、情報発信に努めています。今年度においては、6回の記者会見を実施しました。当協会が実施した記者会見の要旨については、当協会ウェブサイト「記者会見の概要」に掲載しています。



過去に開催した記者会見の概要について
https://jicpa.or.jp/news/jicpa_pr/2018/kaiken17.html

2 海外向け動画の作成

海外向けに当協会の歴史・現在・未来をまとめた紹介動画「Origins and Future」を作成しました。



Origins and Future
https://jicpa.or.jp/english/public_relations_materials/index.html

記者会見 開催日

2020年 4月21日(火)	9月28日(月)
6月18日(木)	11月27日(金)
9月 7日(月)	2021年 3月 9日(火)



記者会見の様子



2 公認会計士制度説明会

公認会計士制度や業務内容について、一人でも多くの学生に興味や関心を持ってもらうとともに、将来公認会計士を目指そうとする人に、より一層の知識と理解を深めてもらうことを目的として、高校生・大学生を対象とした公認会計士制度説明会を高等学校・大学・受験予備校で対面及びオンラインにて実施しています。この他にも公認会計士という資格・職業に興味・関心を持っていただけるよう、公認会計士職業紹介アニメを作成しました。

<2020年度活動実績>

高校生対象 23回実施 延べ 約1,100名参加
 大学生対象 24回実施 延べ 約2,100名参加



「公認会計士職業紹介アニメ」
<https://jicpa.or.jp/sitemap/prmovie.html>



公認会計士試験受験者募集ポスター



社会貢献活動

当協会は、公認会計士の専門家としての活動とその支援を通じた社会への貢献を目指していますが、そのほか様々な社会貢献にも取り組んでいます。

1 持続可能な社会構築に向けた取組

2015年9月に開催された国際連合の持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発に向けた2030アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標(SDGs)」として2030年を期限とする17の目標と169のターゲットが掲げられ、また、日本においても、政府が「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置する等、現在、国内外において持続可能な社会の構築に向けた取組が拡大しています。

当協会では、持続可能な社会の実現が国民経済の発展の基盤になるとの考えの下、「持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会」を設置し、SDGsに掲げられた目標・ターゲットや日本における社会的課題を理解した上で、協会及び公認会計士と社会との関わり方や持続可能な社会の構築に貢献するための課題及び取組の方向性を検討しています。

その取組の一環として、2020年8月に、様々な地域・分野において活躍する公認会計士を特集した、会計・監査ジャーナル別冊「～SDGsへの公認会計士の貢献～さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士」を発刊しました。

近年、公認会計士が果たす役割に対する社会のニーズは拡大しています。本特集号では、財務諸表監査以外の分野で、社会からの期待に応えるために頑張っている公認会計士が全国にいることをぜひ知っていただきたいという思いから、自治体、震災復興、中小企業支援、教育、貧困、気候変動といった幅広い分野でSDGsの達成に貢献している公認会計士を紹介しています。

Column



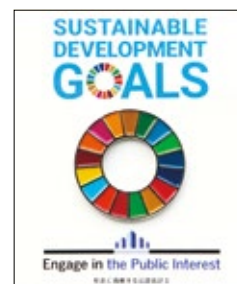
会計・監査ジャーナル別冊「～SDGsへの公認会計士の貢献～
さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士」
<https://jicpa.or.jp/news/information/2020/20200928jif.html>



- 米子市を継続可能な社会へ：伊木 隆司 会員
- 熊本地震からの復興支援の取組：山下 昌也 会員
- 東日本大震災からの復興支援の取組：森川 祐亨 会員
- 日本の事業承継の課題解決のために：内海 靖 会員、荻堂 聡久 会員
- 「会計」をわかりやすく伝える：田中 靖浩 会員
- 貧困や生活困窮者の独立支援を通じて：兒玉 久実 会員
- 木質バイオマス発電事業で持続可能な社会を：岡田 育大 会員
- 地域で活躍する女性会計士：真鍋 恵美子 会員

また、SDGsの達成に対する公認会計士や当協会役職員等の意識を高め公認会計士業界として今後より一層SDGsに取り組んでいくことを広く内外に表明するため、2020年8月にSDGsバッジを作成し、まずは当協会の役職員に着用を推奨しています。

持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会では、2019年6月に公表した中間報告「持続可能な社会構築に向けた公認会計士の貢献」で示した課題と取組の方向性を踏まえ、人口減少、経済低成長下において、あらゆる社会的な課題解決のために効率的、効果的にスピード感をもって資源を投下し、経済発展と社会的課題の解決を両立できる社会の実現に向けて、幅広い専門知識・業務経験、高い倫理観、課題抽出・解決力等といった公認会計士の強みを活かし、「持続・発展可能な社会を共に築くプロフェッショナルパートナー」として社会に貢献できるよう、様々なステークホルダーと対話を行いながら、引き続き具体的な取組の明確化や施策を検討・実施していきます。



2 途上国支援

当協会は、ミャンマー公認会計士協会(MICPA: Myanmar Institute of Certified Public Accountants)及び一般財団法人和日緬基金と、ミャンマー公認会計士の人材育成やMICPAの機能強化を支援していくことに合意し、2016年に覚書を締結し、また2020年4月には本覚書を更新しました。この覚書に基づき、当協会では、ミャンマーの会計人材育成及び会計・監査制度の継続的強化に向けた共同取組を進めています。

2020年度は、ミャンマー公認会計士の能力育成に関し、IPO、企業統治と内部統制、会計上の見積りの監査等の研修を実施しました。

3 ハロー!会計

会計教育活動の一環として、2005年より始まった小・中学生を対象とした無料の会計講座です。ケーキやたこ焼き等身近な食べ物を題材にした分かりやすい講座は好評を博しており、当協会の地域会が中心となって、これまで200か所以上で訪問講義・公開講義を実施しています。

2020年度においては、訪問講義を15回、公開講義を10回対面及びオンラインで実施し、延べ約2,000名の方にご参加いただきました。

なお、コロナ禍を踏まえ、2020年度においては初のオンライン開催を実施しました。



社会貢献活動・会計教育活動「ハロー!会計」について
<https://jicpa.or.jp/about/activity/hello-schedule/>



「ハロー!会計」参加者募集ポスター

社会貢献活動

4 会計基礎教育

はじめに

2021年4月から中学校の学習指導要領が改訂され、社会科で「会計」が取り上げられることになりました。同様に高等学校でも改訂があり、2022年4月から『政治・経済』と『公共』（新教科）の授業で、全国の中高生が「会計」を学ぶこととなります。「会計」が学校授業で取り上げられるのは初めてのことで、当協会では、学校の授業をサポートする教材を3種類（生徒用教材、生徒用ワークシート、教員用教材）作成し、公表しています。

学校教育と並行して、2020年には「会計リテラシー・マップ」も作成し、公表しました。「会計」は日常生活にも身近な存在であり、経済活動の主役である国民一人ひとりが会計リテラシーを高めることで、社会の持続可能性が維持されます。これは、生涯の「どの段階で、何を学ぶか」を体系的に整理し、俯瞰的に理解できるように取りまとめたものです。

当協会では、2016年に定期総会の承認を経て会計基礎教育推進会議を設置し、社会貢献活動の一環として会計基礎教育の推進に本格的に取り組むことを決定しています。会計の専門家である公認会計士の団体として、「会計」はだれもが生涯にわたって受けるべき必須の教育であり、会計の根幹として「アカウントビリティ」が重要であるという考えのもとで活動しています。



【参考】中学校学習指導要領 解説(社会編)、高等学校学習指導要領 解説(公民編)
<https://jicpa.or.jp/about/activity/basic-education/tools.html#koumin>

〈担当役員インタビュー〉

Q1 なぜ会計基礎教育が必要なのでしょうか。

「会計」という言葉を聞くと、一部の専門家のみに関係する難しいものという印象があるかもしれません。しかし、根本、つまり会計の基礎は、とても身近でシンプルなものです。

「会計」とは、どのような原因でお金が入り、お金が出たのかというお金の動き（経済活動）の結果を記録して計算し、関係者に報告すること「アカウントビリティ」です。例えば、おつかいを頼まれてお金を受け取り、お店に行って品物を選んで購入し、帰ったら品物とお釣りをレシートとともに渡して、何をいくらで買っておつりはいくらになったのかを報告する。これも立派な会計です。経済活動の結果を報告すること「アカウントビリティ」には、正確であることはもちろん、公正・誠実であることも含まれ、会計の根幹を成しています。

ここで重要なのは、「会計」を学ぶということは、単に知識や技術を習得することではなく、会計的な見方や考え方を身に付けるということです。会計的な見方や考え方は、経済活

動を正しく理解するときや、自分の人生や社会の出来事について意思決定をするときに、大きな助けとなりますが、何よりも大切なのは、その根幹にある「アカウントビリティ」です。家庭や学校、社会において、自分が行った行為（選択や判断）を報告する機会は幾度となく訪れますが、その際に周囲からの信頼を得るためには、公正・誠実に報告することが必要です。さらに、その信頼の積み重ねによって周囲との関係が良好に維持されていくことも、身近な生活の中で多くの方が実感されていることと思います。こうした個人個人の信頼の積み重ねが、一人また一人と広がり、持続可能な社会を実現させていくと考えています。

このように「会計」は、持続可能な社会を実現するためにもとても重要なものであり、国民一人ひとりが、経済活動を正しく理解し、広く活躍するため、生涯にわたって身に付けるべき重要なリテラシーなのです。



日本公認会計士協会
 常務理事
 鈴木 真紀江
 Makie Suzuki

Q2 会計基礎教育を公認会計士や日本公認会計士協会が担う意味をどのようにお考えですか。

第一に、公認会計士が会計の専門家であり、その知識も経験も豊かであることが挙げられます。公認会計士は、会計監査等による市場の番人としての役割を中心に、会計のプロフェッショナルパートナーとして、経済社会の持続可能性実現のために貢献できる職業です。経済活動の主役である国民が、生涯にわたって会計リテラシーを学ぶに当たり、会計の専門家である公認会計士が、プロとしての知識や経験を会計教育という社会貢献活動に対しても発揮するべきであると考えています。

第二に、公認会計士や当協会において、既に会計教育の実績があることも理由に挙げられます。個々の公認会計士が、母校を訪問して会計の講義を行ったり、大学で寄付講座を定期的で開催したり、既に様々な形で会計教育を実践しています。当協会でも、小・中学生を対象とした「ハロー！会計」

を開催してきました。これは2005年から続く歴史のある講座で、コンテンツもプログラムも豊富に揃っています。

第三に、当協会は全ての公認会計士が所属する職業専門家団体であり、SDGs等、社会のサステナビリティに貢献する活動に積極的に取り組んでいることが挙げられます。会計教育に関しても、業界の意見を集約して関係各所に働きかけることが可能であり、実際、2016年10月には、文部科学省によるパブリックコメント「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に対して、社会科科目に「会計教育」を含めることを提案しました。SDGsに関しても、Goal 4の「質の高い教育をみんなに」は教育に関わる目標ですから、会計基礎教育は、当協会のSDGsを推進する方向性に合致しているといえます。

How We Operate

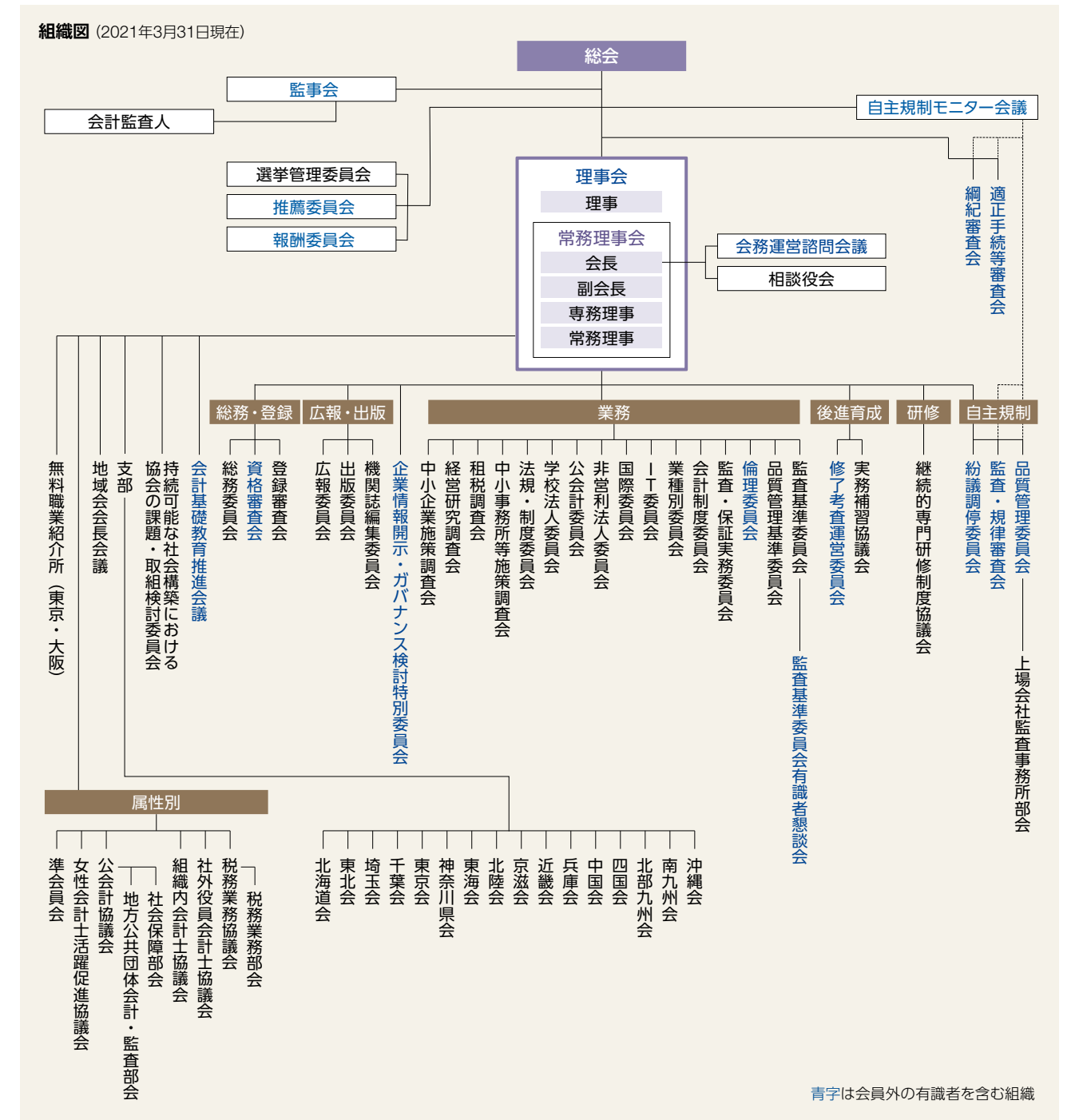
日本公認会計士協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として透明性と中立性を持った組織運営を行っています。また、全国に支部として地域会(16地域会)を置き、それぞれの地域会所属会員の資質向上に努めるとともに、地域会に密着した活動を行っています。

組織基盤

1 ガバナンス体制

当協会は、最高意思決定機関である総会、会務の執行・監督を担う機関である常務理事会及び理事会、諮問機関である委員会等で構成されているほか、モニタリング機関として、監事会、自主規制モニター会議等を設置しています。

特に運営の透明性が求められる機関及び公認会計士以外の専門的な知見を必要とする機関には、会員外の有識者の参画を得ています。



組織基盤

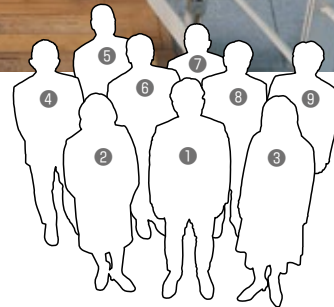
役員

当協会には、会長、副会長、専務理事、常務理事、理事及び監事が役員として置かれ、総定数は90名以内となっています。

役員は、公認会計士による選挙で選出することを基本としていますが、会務運営の透明性確保のため、理事のうち2名、監事のうち1名を会員外の有識者から選任しています。また、専務理事は、公認会計士又は会員外の有識者から選任することとしています。



①手塚 正彦 ②北山 久恵 ③小倉 加奈子 ④佐藤 久史 ⑤峯岸 芳幸 ⑥加藤 達也 ⑦武内 清信
⑧小暮 和敏 ⑨柳澤 義一



役員一覧 (2021年3月31日現在)

会長	手塚 正彦						
副会長(7名)	柳澤 義一	小暮 和敏	加藤 達也	武内 清信	小倉 加奈子	峯岸 芳幸	北山 久恵
専務理事	佐藤 久史						
常務理事(32名)	秋山 修一郎 小林 尚明 鈴木 真紀江 廣田 壽俊 結城 秀彦	新井 達哉 佐藤 敏郎 千々松 英樹 藤本 貴子 湯川 喜雄	梶川 融 椎名 弘 鶴田 光夫 伏谷 充二郎 脇 一郎	兼山 嘉人 篠河 清彦 戸張 実 南 成人 渡邊 芳樹	北方 宏樹 志村 さやか 西田 俊之 宮原 さつき 茂木 哲也	北澄 和也 庄司 基晴 林 敬子 茂木 哲也	後藤 紳太郎 菅谷 圭子 久松 但 安原 徹
理事(44名)	赤松 育子 岩田 国良 金子 靖 坂下 清司 柘植 里恵 宮田 勇人 大場 昭義*	荒木 幸介 梅木 典子 亀岡 保夫 渋谷 寿彦 堤 研一 宮本 義三	石沢 裕一 太田 真晴 久保 誉一 鈴木 裕子 中野 雄介 八木 茂樹	稲垣 靖 小川 芳嗣 洪 誠悟 竹村 光広 西川 正純 矢嶋 泰久	井上 浩一 賀数 紀之 小松 亮一 田中 昌夫 古莊 貴朗 安井 康二	井上 信二 梶田 滋 小山 彰 田中 祥孝 増田 明彦 山田 陽子	岩下 万樹 加藤 真 坂井 浩史 中條 恵美 増田 仁視 吉井 修
監事(4名)	浅井 万富		尾形 克彦	堀 仁志	大塚 宗春* (早稲田大学名誉教授/元会計検査院長)		

※は会員外の有識者

役員職務分担 (2021年3月31日現在)

部門	副会長 / 専務理事	役割	常務理事
総合戦略・企画・コミュニケーション	加藤 達也 武内 清信(国際) 佐藤 久史	総合戦略・企画	新井 達哉
		広報	新井 達哉 宮原 さつき
		スポーツ・パーソン	茂木 哲也 梶川 融
		国際	北澄 和也 菅谷 圭子
		渉外	伏谷 充二郎
自主規制	小暮 和敏	JICPA Vision (SDGs)	林 敬子 廣田 壽俊
		ルール形成・業務開発	—
		調査研究・出版	—
監査・企業会計・企業情報開示	小倉 加奈子	品質管理	西田 俊之
		監査・規律審査	志村 さやか
		網紀審査(世話役)	結城 秀彦
		倫理	小林 尚明
		企業会計・企業情報開示	藤本 貴子
社会応援	柳澤 義一	ダイバーシティ&インクルージョン	脇 一郎 鈴木 真紀江
		租税	渡邊 芳樹 佐藤 敏郎
		経営	北澄 和也
		中小企業支援	安原 徹
		地域活性化	茂木 哲也
	武内 清信	中小事務所支援	南 成人
		会計基礎教育	鈴木 真紀江
		公認会計士制度・法規	湯川 喜雄
		公会計・監査	椎名 弘
		非営利法人	秋山 修一郎
人財開発	柳澤 義一	学校法人	戸張 実
		CPE	兼山 嘉人
		後進育成	鶴田 光夫 後藤 紳太郎
総務	武内 清信 佐藤 久史	総務(総務管掌)	茂木 哲也
		総務(業務管掌)	北方 宏樹
		財務管理・情報管理	菅谷 圭子
地域会	峯岸 芳幸(議長) 北山 久恵(副議長)	地域会	茂木 哲也 篠河 清彦 庄司 基晴 久松 但 千々松 英樹

組織基盤

会務運営諮問会議

当協会は、会員外の有識者に顧問に就任いただき、年に3回会務運営諮問会議を開催し、公認会計士業務の改善進捗に関し必要な事項の助言をいただいています。

顧問 (2021年3月31日現在)



泉谷 直木
アサヒグループホールディングス株式会社
特別顧問

- 1972年 4月 アサヒビール株式会社入社
- 2003年 3月 同社取締役
- 2004年 3月 同社常務取締役
- 2009年 3月 同社専務取締役兼専務執行役員
- 2010年 3月 同社代表取締役社長
- 2011年 7月 アサヒグループホールディングス株式会社代表取締役社長兼COO
- 2014年 3月 同社代表取締役社長兼CEO
- 2016年 3月 同社代表取締役会長兼CEO
- 2018年 3月 同社代表取締役会長
- 2019年 3月 同社取締役会長兼取締役会議長
- 2021年 3月 同社特別顧問



清田 瞭
株式会社日本取引所グループ取締役
兼代表執行役グループCEO/
株式会社東京証券取引所代表取締役社長

- 1969年 4月 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社)入社
- 1999年 4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ株式会社(現大和証券株式会社)代表取締役社長
- 2008年 6月 株式会社大和証券グループ本社取締役会長兼執行役
- 2011年 6月 同社名誉会長
- 2013年 6月 株式会社日本取引所グループ取締役株式会社東京証券取引所代表取締役社長
- 2015年 6月 株式会社日本取引所グループ代表執行役グループCEO



櫻井 龍子
元最高裁判所判事/元労働省女性局長

- 1970年 4月 労働省入省
- 1998年 6月 労働省女性局長
- 2001年 4月 内閣府情報公開審査委員会(第三部会長)
- 2004年 6月 大阪大学大学院法学研究科招へい教授(労働法)
- 2007年 4月 九州大学法学部客員教授(労働法)
- 2008年 9月 最高裁判所判事
- 2017年 1月 定年退官



島崎 憲明
野村ホールディングス株式会社社外取締役/
元国際財務報告基準財団評議員

- 1969年 4月 住友商事株式会社入社
- 2003年 1月 金融庁企業会計審議会委員
- 2009年 1月 国際会計基準委員会財団(現IFRS財団)評議員
- 2009年 7月 住友商事株式会社特別顧問
- 2011年 6月 公益財団法人財務会計基準機構理事
日本証券業協会公益理事
自主規制会議議長
- 2013年 9月 IFRS財団アジア・オセアニア
オフィスシニアアドバイザー
- 2016年 6月 野村ホールディングス株式会社社外取締役



進藤 孝生
日本製鉄株式会社代表取締役会長/
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

- 1973年 4月 新日本製鐵株式会社入社
- 2005年 6月 同社取締役経営企画部長
- 2007年 4月 同社執行役員総務部長
- 2009年 4月 同社副社長執行役員
- 2009年 6月 同社代表取締役副社長
- 2012年10月 新日鐵住金株式会社代表取締役副社長
- 2014年 4月 同社代表取締役社長
- 2019年 4月 日本製鉄株式会社代表取締役会長



坂東 眞理子
学校法人昭和女子大学理事長・総長/
元内閣府男女共同参画局長

- 1969年 4月 総理府(後の内閣府)入府
- 1989年 7月 総務庁統計局消費統計課長
- 1995年 4月 埼玉県副知事
- 1998年 6月 在豪州プリズベン日本国総領事
- 2001年 1月 内閣府男女共同参画局長
- 2003年10月 学校法人昭和女子大学理事
- 2007年 4月 昭和女子大学学長
- 2014年 4月 学校法人昭和女子大学理事長
- 2016年 7月 学校法人昭和女子大学総長



伏屋 和彦
一般社団法人日本内部監査協会会長/
元会計検査院長/元国税庁長官

- 1967年 4月 大蔵省入省
- 1999年 7月 国税庁長官
- 2001年 7月 国民生活金融公庫副総裁
- 2002年 7月 内閣官房副長官補
- 2006年 1月 会計検査院検査官
- 2008年 2月 会計検査院長
- 2009年 1月 定年退官
- 2009年 6月 社団法人日本内部監査協会会長

推薦委員会

当協会の会長は、会員による選挙で選出された役員の中から会長立候補者を募り、推薦委員会で適任者1名を決定し、当選者会議に推薦し、信任を得ることで選出されます。

推薦委員会は、会員外の有識者2名を含む委員16名で構成され、会長立候補者の公認会計士の使命及び当協会会務に関する十分な識見並びに会務に専念する意欲等の諸要件を冷静かつ客観的に考察し、会長推薦者を決定します。

推薦委員会委員 (2021年3月31日現在)

関根 愛子	高橋 一夫	山田 治彦
高田 篤	高橋 瞳	山本 房弘
遠藤 尚秀	鳥巢 維文	清水 湛* (弁護士/元広島高等裁判所長官)
岸上 恵子	原田 恒敏	伏屋 和彦* (一般社団法人日本内部監査協会会長)
佐藤 裕紀	堀 仁志	
高品 彰	森 行一	

※は会員外の有識者

報酬委員会

報酬委員会は、会員外の有識者2名を含む委員5名で構成され、役員(会長及び専務理事)に支払う報酬の内容又は報酬の内容の決定に関する方針を定め理事会に提案することを職務としています。

報酬委員会委員 (2021年3月31日現在)

関根 愛子	山田 治彦	島崎 憲明* (野村ホールディングス株式会社社外取締役/元国際財務報告基準財団評議員)
高田 篤		高橋 理一郎* (弁護士/元日本弁護士連合会副会長)

※は会員外の有識者

相談役会

当協会の会長経験者及び前副会長が相談役に就任し、年に3回相談役会を開催し、公認会計士業務の改善進捗に関し必要な事項の助言を受けています。

相談役 (2021年3月31日現在)

中地 宏 (元会長)	増田 宏一 (元会長)	関根 愛子 (前会長)	高濱 滋 (前副会長)
奥山 章雄 (元会長)	山崎 彰三 (元会長)	鈴木 昌治 (前副会長)	高田 篤 (前副会長)
藤沼 亜起 (元会長)	森 公高 (元会長)	山田 治彦 (前副会長)	

組織基盤

2 地域会

当協会では、各地で点在する公認会計士が、等しく高品質のサービスを提供していくことができるよう、必要な指導・連絡・監督を行うため、全国を16の地域に分け、支部として「地域会」を設置しています。

各地域会の会長と公認会計士数 (2021年3月31日現在)

地域会	会長	公認会計士数
北海道会	会長: 篠河 清彦 Kiyohiko Shinokawa	386名 (49名)
東北会	会長: 石沢 裕一 Yuichi Ishizawa	423名 (44名)
関東会	会長: 西川 正純 Masazumi Nishikawa	780名 (82名)
中部会	会長: 千々松 英樹 Hideki Chijimatsu	804名 (113名)
近畿会	会長: 北山 久恵 Hisae Kitayama	3,630名 (575名)
中国会	会長: 梶田 滋 Shigeru Kajita	493名 (48名)
四国会	会長: 吉井 修 Osamu Yoshii	239名 (22名)
南九州会	会長: 荒木 幸介 Kosuke Araki	217名 (18名)
北九州会	会長: 千々松 英樹 Hideki Chijimatsu	804名 (113名)
兵庫会	会長: 宮田 勇人 Hayato Miyata	820名 (125名)
京滋会	会長: 中野 雄介 Yusuke Nakano	683名 (99名)
北陸会	会長: 坂下 清司 Seiji Sakashita	303名 (29名)
東京会	会長: 峯岸 芳幸 Yoshiyuki Minegishi	19,098名 (2,907名)
神奈川会	会長: 太田 眞晴 Masaharu Ota	1,614名 (195名)
千葉会	会長: 庄司 基晴 Motoharu Shoji	761名 (93名)
東海会	会長: 久松 但 Tadashi Hisamatsu	2,140名 (312名)

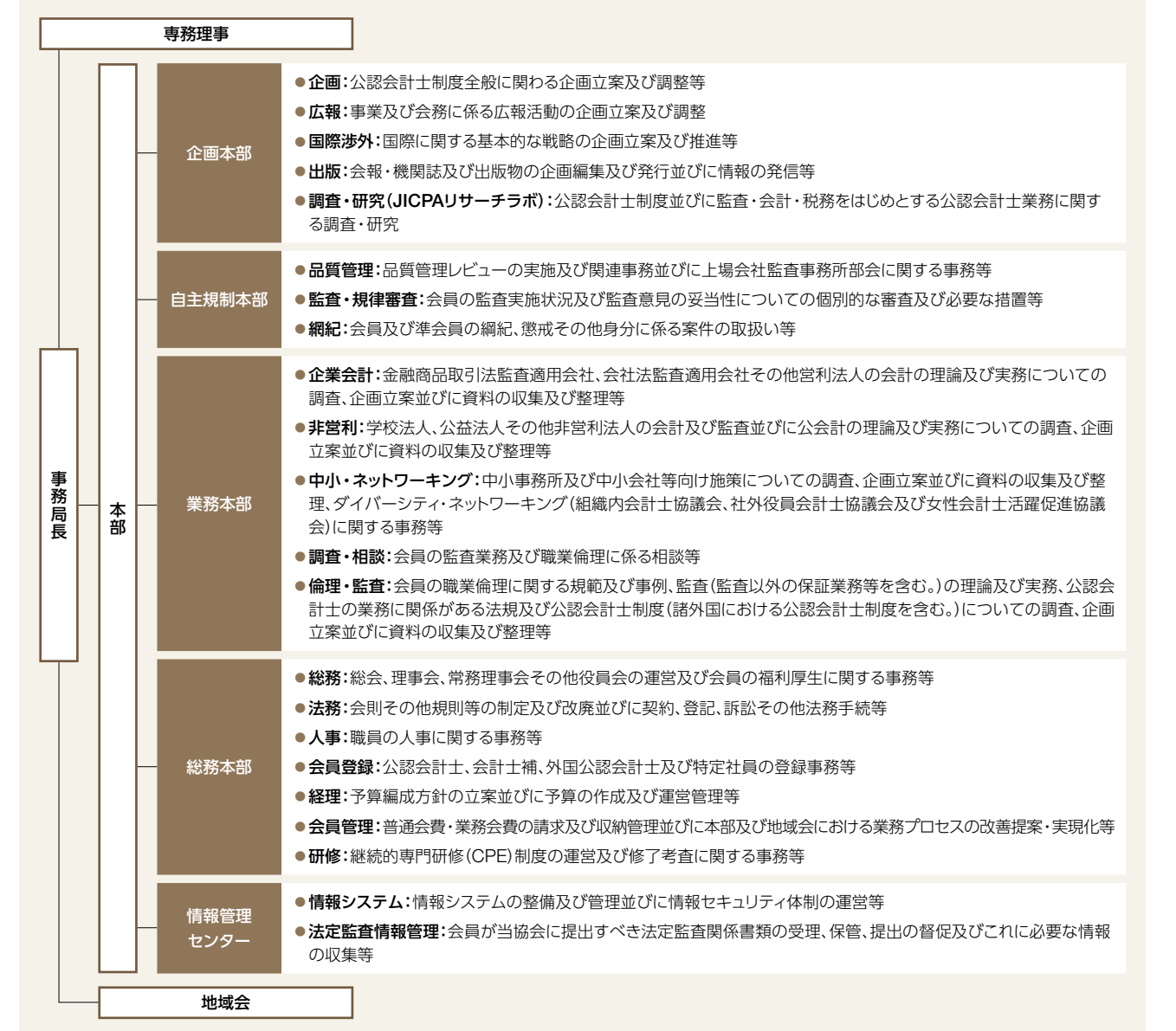
(注) カッコ内: うち女性人数

3 事務局体制

当協会の運営を支える事務局は、5本部22グループ及び16地域会で構成されています。

2021年3月31日現在の職員数は、本部208名(男性144名・女性64名)、地域会104名(男性56名・女性48名)です。このうち、70名(男性54名・女性16名)が公認会計士です。

事務局組織図 (2021年3月31日現在)



なお、2021年4月1日から下記のとおり体制が変更となりました。

- 情報管理センターの所管業務の移管及び情報管理センターの廃止
 - ・情報システムの整備等に関する事務の総務本部への移管
 - ・法定監査関係書類等に係る事務の自主規制本部への移管
- 業務本部の倫理・監査グループを倫理グループと監査グループに分離

財政状況

1 収益構造

当協会の収益は、主に以下の3つに区分されます。

会員等が均等に負担する会費 「普通会費」・「地域会費」	当協会の会員になった者は月額6,000円、また、準会員となった者は月額1,500円を普通会費として負担します。 地域会費は、主に各地域会の独自事業の実施のために普通会費とは別に所屬地域会に対し会員が負担する会費であり、地域会の規模や所屬会員数により金額の差異があります(月額3,500円~4,500円)。
公認会計士の独占業務である 監査業務を行う 会員が負担する会費 「業務会費」	公認会計士法第2条第1項の業務に係る契約及び会費規則で定める業務に係る契約(いわゆる監査契約)を行った会員に対し、その業務に係る各事業年度の監査報酬額の一定割合を賦課しているものであり、監査種別によって適用される料率が若干異なります。 ※ 2020年12月1日以降に終了する事業年度又は会計年度に係る監査業務から料率が一律1%となります。
「事業収益」	出版事業における書籍販売・修了考査受験料や研修会受講料等

2021年3月期における受取普通会費は2,291百万円、地域会費1,411百万円、また、受取業務会費は3,130百万円であり、これらを合わせると6,833百万円となり、経常収益総額7,260百万円の約9割を占めています。

2 2021年3月期決算の状況

2021年3月期は、正味財産増減計算書における当期経常増減額が1,157百万円と黒字決算となりました*。
 前年度と比較すると、経常収益については増収となりました。これは、2020年4月に行った普通会費の値上げ及び新規対象領域を含む法定監査報酬の増加による業務会費の収入増によるものです。一方、経常費用については、新型コロナウイルスの感染拡大防止等に伴う施策の中止・延期、移動の中止をはじめとする会務運営方法変更の影響等による費用の抑制が見られました。

公認会計士が社会からの期待・要請に応えていくためには、当協会が、拡大・多様化する業務に従事する公認会計士を支援することができる体制を今後も強化し続けていくことが重要であり、また、コロナ禍以降の変化する社会を展望した協会活動を支えていくための財政構造の議論を今後も継続していきます。

*本報告書作成時点では決算業務中のため、数値は未確定です。決算終了後の確定数値は以下ウェブサイトに掲載予定です。



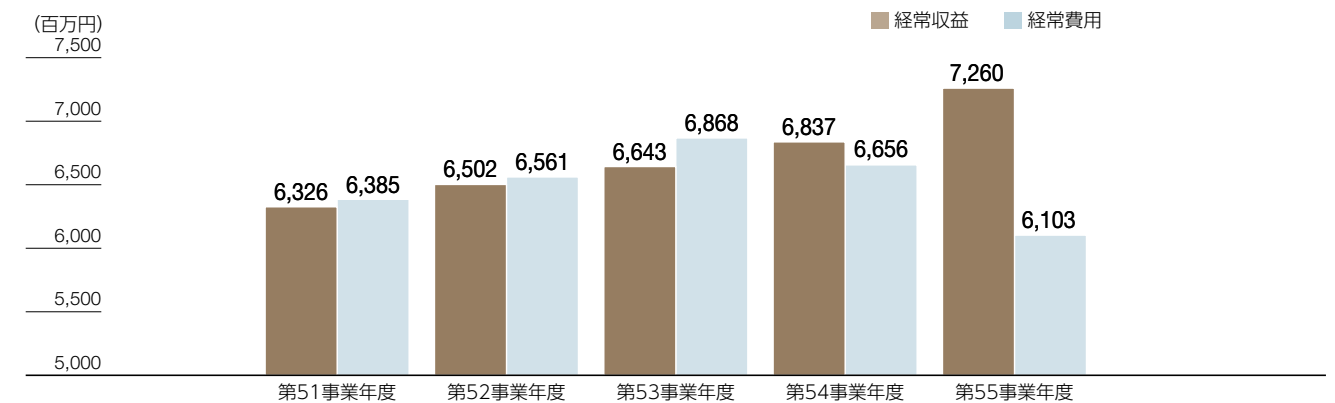
事業報告・事業計画／予算・決算
<https://jicpa.or.jp/about/activity/report/>

主要な財務指標の推移

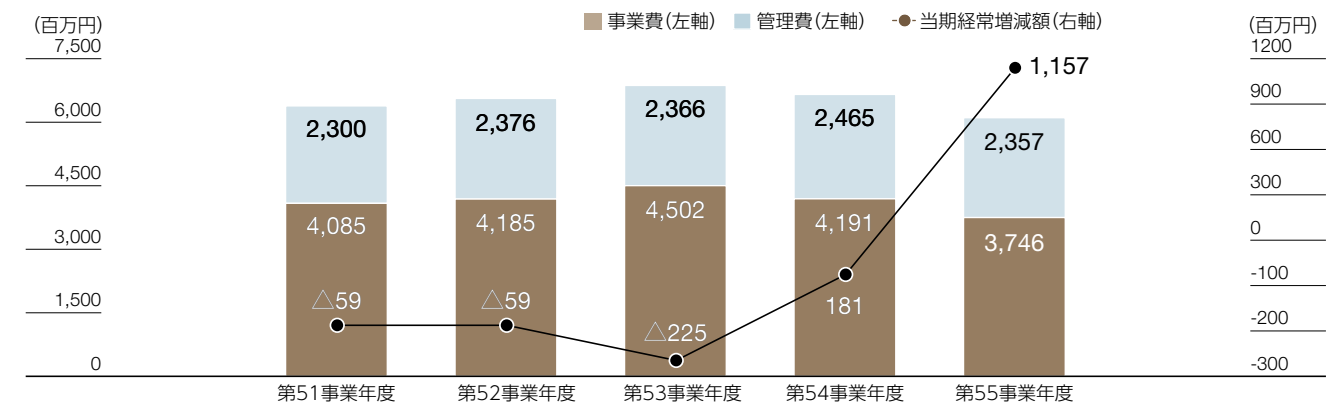
(単位:百万円)

事業年度	第51事業年度	第52事業年度	第53事業年度	第54事業年度	第55事業年度
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
経常収益	6,326	6,502	6,643	6,837	7,260
経常費用	6,385	6,561	6,868	6,656	6,103
当期経常増減額	△59	△59	△225	181	1,157
当期一般正味財産増減額	△55	△60	175	855	1,160
一般正味財産期末残高	11,441	11,381	11,557	12,412	13,573
指定正味財産期末残高	919	903	879	849	853
事業活動によるキャッシュ・フロー	221	219	△112	139	1,393
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,974	753	△50	90	△723
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	2,318	3,291	3,128	3,358	4,028

事業年度別 経常収益・経常費用



経常費用内訳・当期経常増減額推移





Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

<https://jicpa.or.jp/>

2021年6月発行

©The Japanese Institute of Certified Public Accountants

本編の内容を無断で転載することを禁じます。